

【須崎市】

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

目 次

第1章 須崎市の現状

1. 位置・面積	3
2. 人口動向	4
3. 財政状況	6

第2章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定にあたって	9
2. 計画の位置づけ	10
3. 計画期間	11
4. 対象範囲	11
5. 取組体制	12

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 対象施設	15
2. 更新費用試算	19
3. 対象施設の現状と課題	22

第4章 公共施設等総合管理計画の 基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本方針	27
2. 実施方針	30
3. 推進体制	39

第5章 施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

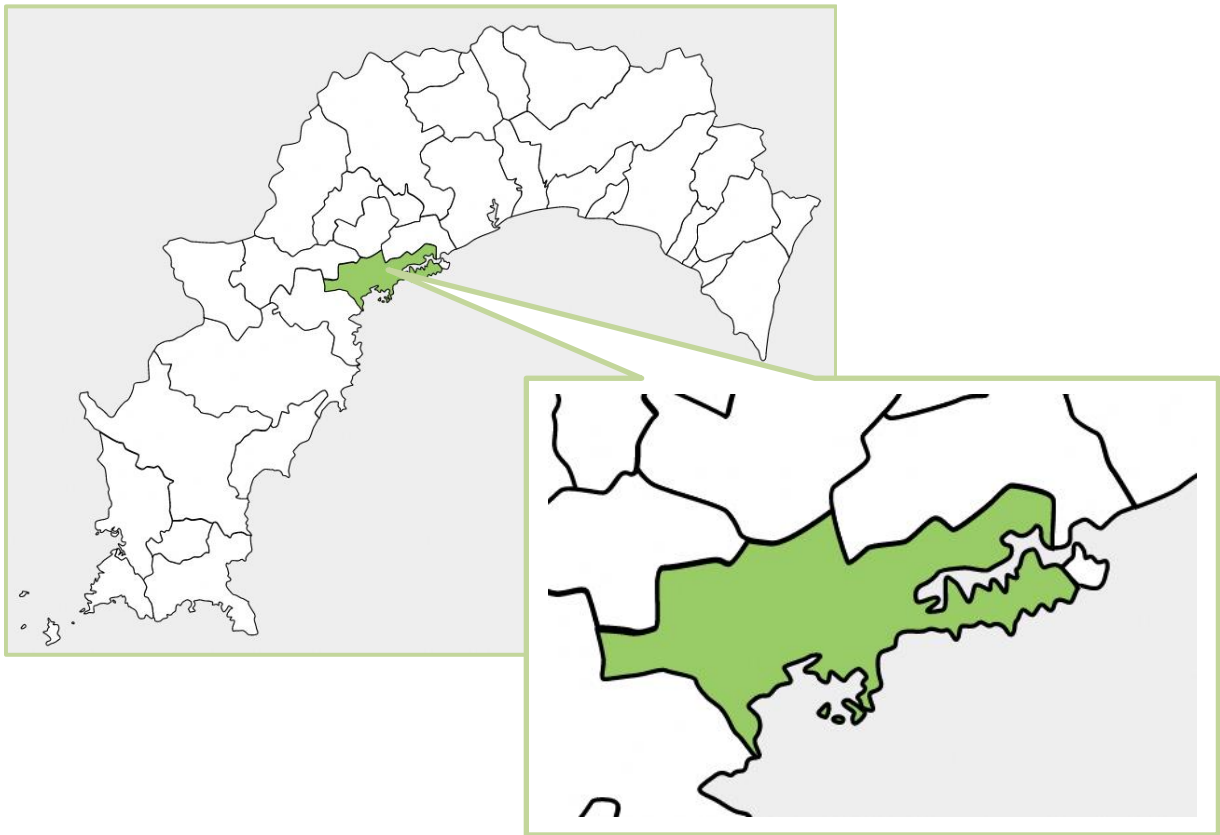
1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	41
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	64
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針	71
4. 土地の管理に関する基本的な方針	72

第 1 章

須崎市の現状

1. 位置・面積
2. 人口動向
3. 財政状況

1. 位置・面積



須崎市は、1954年（昭和29年）10月1日に高岡郡須崎町、多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村、上分村の1町4村が合併してできた市です。

高知県のほぼ中央に位置し、東に土佐市、西に津野町、南西に中土佐町、北は佐川町と接し、南部は土佐湾に面しています。

市内に流れる新莊川、御手洗川、桜川、奥浦川等の流域には肥沃な農耕地が開けていますが、多くは山岳丘陵地帯となっています。

須崎湾口周辺に市街地があり、湾外には幾つかの島が点在する野見湾を臨み、東部には横浪三里（浦ノ内湾）の入江が続きます。

鉄道はJR土讃線が須崎駅を中心に走っています。バス路線は、「とさでん交通」「高知高陵交通」「須崎市営バス」が利用できます。

道路交通では、高速道路である高知自動車道が須崎東ICから須崎西ICまで通り、一般国道は、国道56号、国道197号、国道494号が通っています。

■面積：135.35 km²

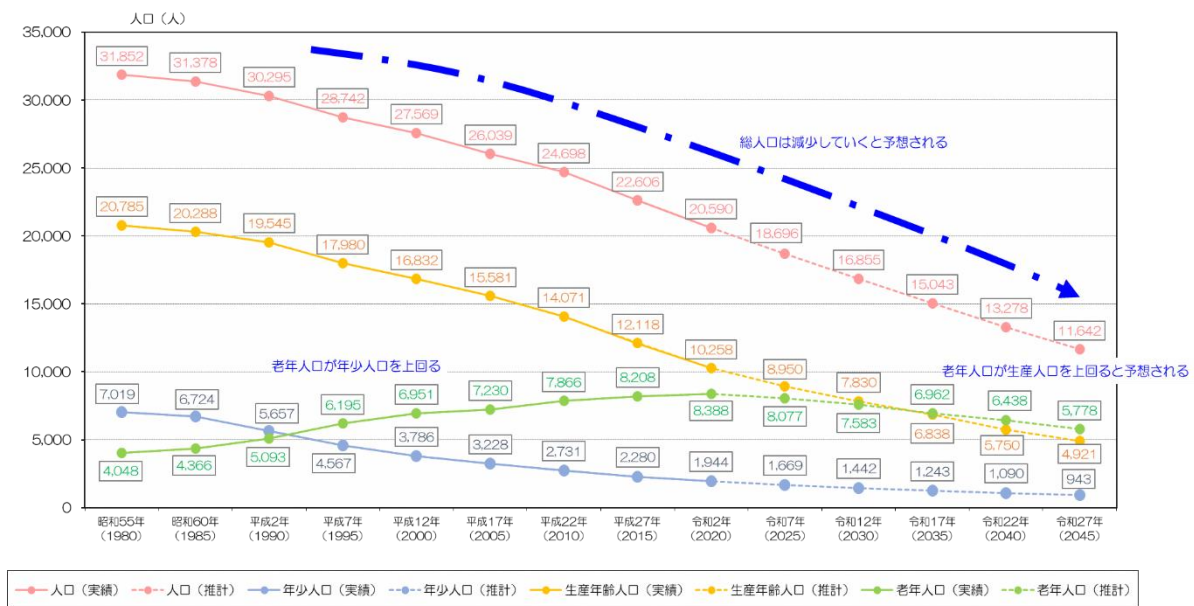
■位置：北緯33度24分／東経133度17分

■広ぼう：東西25km／南北13km

2. 人口動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は1960年（昭和35年）の32,976人をピークに減少傾向で推移しています。1980年（昭和55年）では一時的に増加したものの、1985年（昭和60年）以降は減少の一途をたっています。



名称	区分	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
実績人口	須崎市人口	31,852	31,378	30,295	28,742	27,569	26,039	24,698	22,606	20,590					
	年少人口(0~14歳)	7,019	6,724	5,657	4,567	3,786	3,228	2,731	2,280	1,944					
	生産年齢人口(15~64歳)	20,785	20,288	19,545	17,980	16,832	15,581	14,071	12,096	10,258					
	老年人口(65歳以上)	4,048	4,366	5,093	6,195	6,951	7,230	7,866	8,184	8,388					
推計人口	推計総人口										18,696	16,855	15,043	13,278	11,642
	年少人口(0~14歳)										1,669	1,442	1,243	1,090	943
	生産年齢人口(15~64歳)										8,950	7,830	6,838	5,750	4,921
	老年人口(65歳以上)										8,077	7,583	6,962	6,438	5,778

資料：令和2年度までは、各年国勢調査

令和7年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

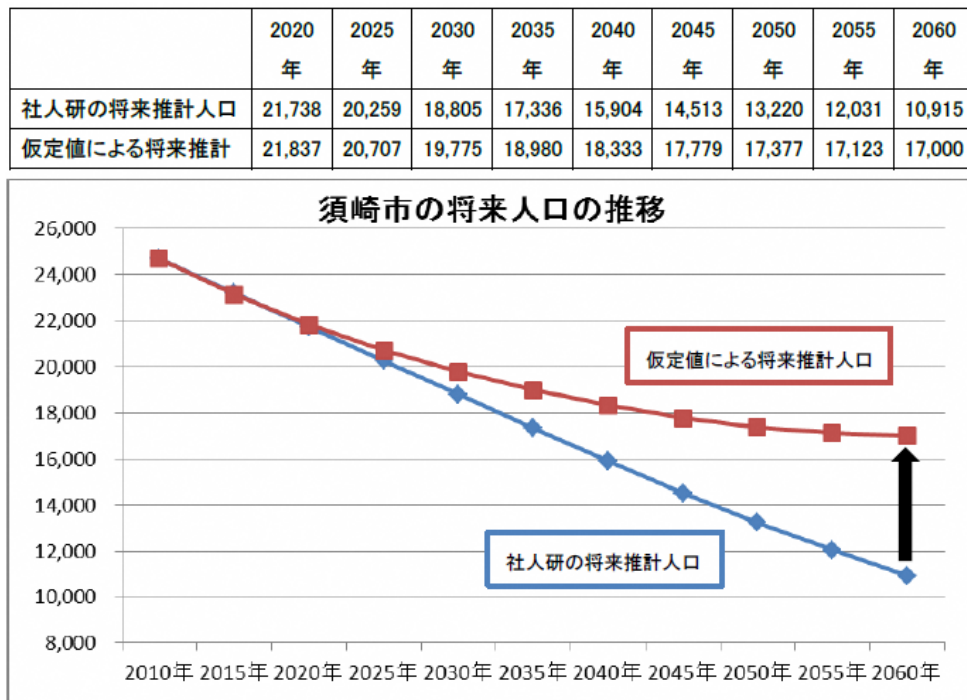
2020（令和2）年における本市の国勢調査人口は、20,590人となっています。

年齢3区分別の人口構造の推移をみると、1960（昭和35）年以降、65歳以上の老年人口が増加している一方、0～14歳の年少人口は1980（昭和55）年以降も減少傾向で推移しており、1995（平成7）年には年少人口と老年人口が逆転し、その差は年々拡大しています。

2020（令和2）年には65歳以上の人口の割合が40.7%になり10人に4人が高齢者となっています。2045（令和15）年には65歳以上の割合が49.6%となり、約半数が高齢者となる推計になっています。

(2) 将来人口の見通し

2010（平成22）年以降、人口の減少は更に進行し、今後は、一層の少子高齢化が進むことが想定されています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が推計した将来人口は2060（令和27）年には10,915人となりますが、人口減少抑止の各施策に取り組むことにより、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンに掲げる推計人口（以下「戦略人口」という。）では17,000人と試算しています。



須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略/人口ビジョン

3. 財政状況

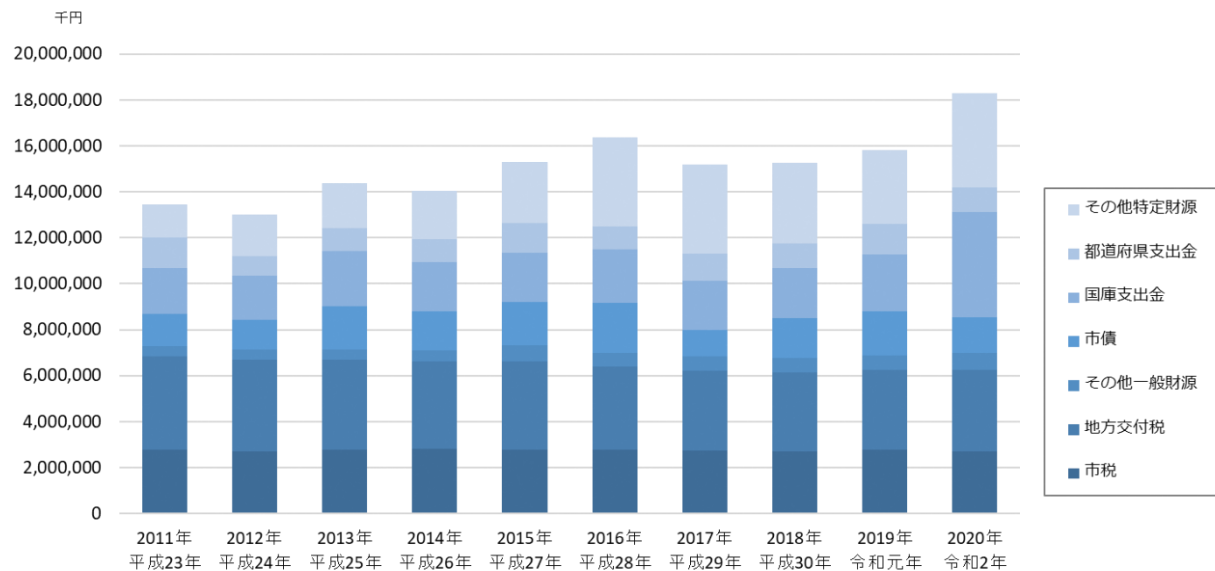
(1) 歳入

過去10年間の本市の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

本市の歳入総額は、年によって増減があるものの、市債減少に表される2011（平成23）年度、2012（平成24）年度を除けば、おおむね140～160億円前後で推移しています。

歳入のうち約3割を占める地方交付税は、平成25年度以降やや減少していますが、おおむね37億円程度で一定の水準を維持しています。市税は2011（平成23）年度からほぼ27億円前後となっています。その他特定財源は、2011（平成23）年度の14億円から2020（令和2）年度の40億円へと増加しています。

今後は、人口減少及び少子高齢化の進行により、15～64歳の生産年齢人口の減少が見込まれることから、市税の減少も考える必要があります。



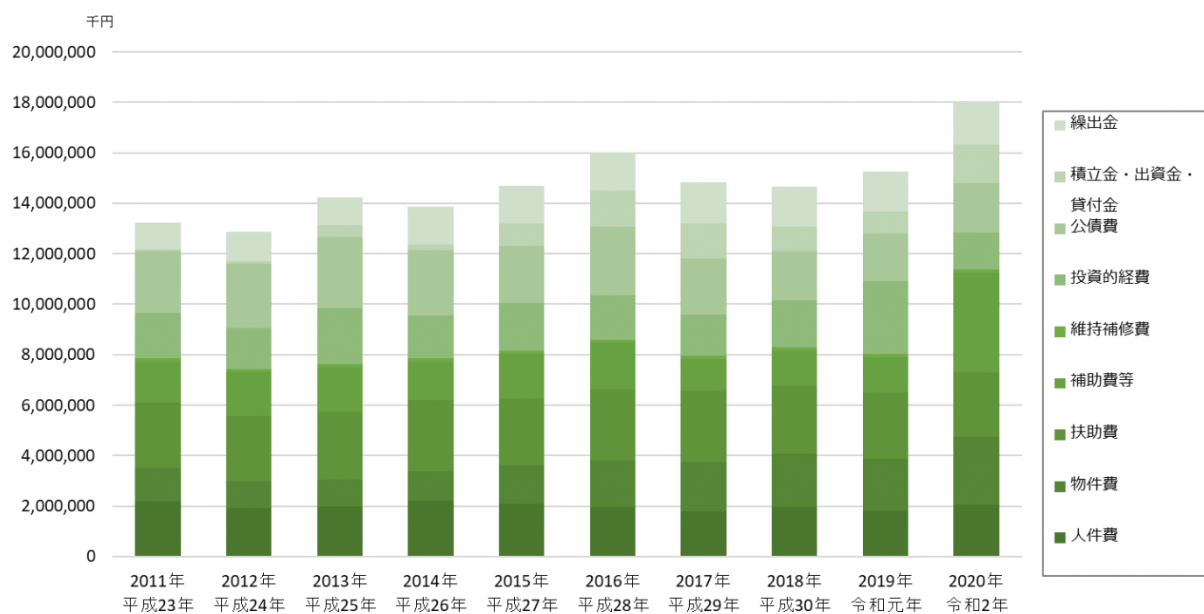
単位：千円

	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年
市税	2,780,382	2,687,811	2,767,260	2,800,837	2,790,871	2,787,640	2,745,226	2,719,442	2,760,232	2,686,575
地方交付税	4,043,919	4,009,520	3,934,453	3,828,383	3,844,300	3,594,990	3,447,267	3,422,015	3,470,897	3,556,709
その他一般財源	465,432	435,712	430,673	474,136	667,029	606,395	629,950	637,304	640,330	741,382
市債	1,391,046	1,303,939	1,879,224	1,674,311	1,901,176	2,172,819	1,172,579	1,730,512	1,941,782	1,536,478
国庫支出金	2,002,989	1,906,309	2,416,774	2,170,287	2,148,720	2,316,607	2,118,996	2,175,306	2,445,753	4,596,686
都道府県支出金	1,312,570	850,980	997,233	997,000	1,273,931	1,009,173	1,203,035	1,068,813	1,342,891	1,079,157
その他特定財源	1,466,486	1,795,709	1,951,240	2,093,396	2,672,627	3,867,492	3,874,447	3,506,071	3,196,541	4,096,555
歳入合計	13,462,824	12,989,980	14,376,857	14,038,350	15,298,654	16,355,116	15,191,500	15,259,463	15,798,426	18,293,542

(2) 歳出

本市の歳出をみると、増加と減少を繰り返しながら増加傾向にあります。人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）についてみると、この10年間では増加と減少を繰り返しながら推移しています。人件費は、近年は20億円前後で推移しています。一方で扶助費の推移は、2016（平成28）年度をピークに減少し、約26億円前後で推移しています。人口減少及び少子高齢化の進行に加え、今後の社会情勢により生活困窮者等が増すことも考えられるため、今以上の義務的経費の軽減は難しいものと考えられます。

物件費は施設運営を見直し、委託業務が増加しているため増加傾向にあり2020（令和2）年度は約27億円となっています。維持補修費は、1億円台で推移していますが年々微増傾向にあります。



	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年
人件費	2,178,029	1,906,489	1,992,279	2,227,077	2,082,647	1,957,113	1,796,622	1,959,526	1,821,597	2,054,501
物件費	1,339,933	1,064,872	1,046,229	1,153,467	1,524,432	1,849,331	1,965,623	2,115,148	2,054,455	2,699,739
扶助費	2,569,147	2,603,933	2,704,190	2,812,174	2,662,380	2,817,191	2,800,913	2,697,557	2,635,167	2,526,599
補助費等	1,637,873	1,741,759	1,744,368	1,540,720	1,747,052	1,855,054	1,270,298	1,393,035	1,379,451	3,979,119
維持補修費	121,284	127,937	134,646	134,004	137,768	122,811	127,857	138,740	150,980	107,703
投資的経費	1,790,964	1,611,789	2,230,095	1,676,963	1,890,888	1,743,666	1,610,992	1,839,384	2,854,200	1,478,398
公債費	2,480,564	2,548,296	2,824,692	2,583,682	2,248,638	2,717,201	2,236,225	1,969,464	1,923,119	1,931,595
積立金・出資金・貸付金	45,707	118,633	454,333	231,019	902,952	1,431,669	1,408,253	959,470	839,781	1,556,712
繰出金	1,086,871	1,130,588	1,105,209	1,490,743	1,501,957	1,520,377	1,601,711	1,575,249	1,587,666	1,658,410
歳出合計	13,250,372	12,854,296	14,236,041	13,849,849	14,698,714	16,014,413	14,818,494	14,647,573	15,246,416	17,992,776

第 2 章

公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定にあたって
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 対象範囲
5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画策定にあたって

(1) 計画の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代にかけて公共施設が集中的に整備され、今後、それらの公共施設は建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。また、少子高齢化の急速な進行に伴い扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中、全国的には既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要が変化していくことが予想されることも踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが全国共通の課題となっています。

国は、このような状況を踏まえ、2013（平成25）年11月、インフラの老朽化が急速に進行する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるという認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。また、地方公共団体には、すべての公共施設等を対象に中長期的な視点での財政見通しとライフサイクルコスト（LCC）に配慮した「公共施設等総合管理計画」を、2016（平成28）年度までに策定することが求められました。

本市においては、大規模改修が必要な築30年を経過する公共施設が半数以上を占めており、今後これらの施設の維持管理にかかる費用が増加することが見込まれることから、適正な維持管理を行うために、「須崎市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。その後、この計画を具体化するため、各施設の長寿命化を図ることを目的に、2020（令和2）年度までに公共施設やインフラ系公共施設の個別施設計画等を策定しました。

この間、国は2018（平成30）年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、2021（令和3）年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

「須崎市公共施設等総合管理計画」策定から5年が経過し、これらの背景や目的に加え、社会基盤である公共施設等のマネジメントを行うことは、市民の安心・安全な暮らしの確保はもとより、持続可能なまちづくりに繋がる非常に重要な取組となります。本計画を推進していくうえでは、国連が提唱しているSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に繋がるものとして位置づけ、『住み続けられるまちづくり』をめざしていきます。

これらを踏まえ、さまざまな社会状況を考慮しながら、公共施設等の現況や課題などを把握するとともに、国や県の動きと歩調をあわせ、「須崎市公共施設等総合管理計画」の改訂を行います。



(2) ファシリティマネジメントの導入

本市では、住民と共に将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。

本計画の策定は、本市の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラは、それぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくことが重要であるため、管理には、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本市では以下の点を検討します。

①全庁横断的な計画の進行管理及び推進体制の確立

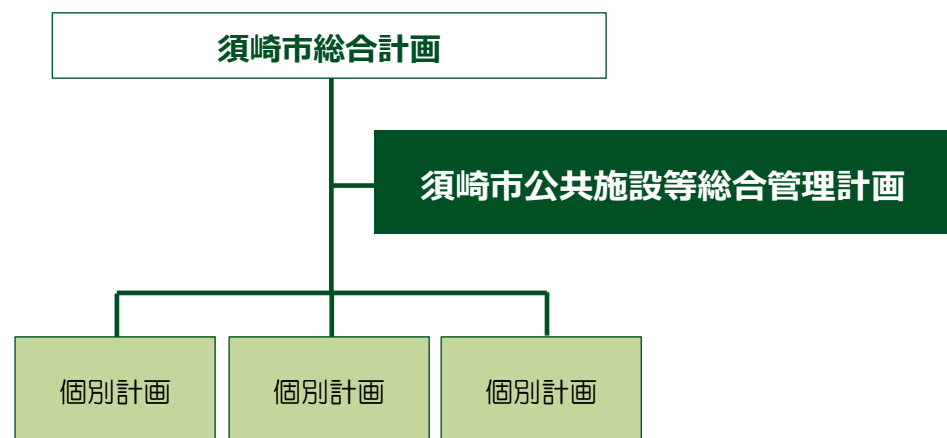
②所管課における最適状態を維持するための管理、保全、施設データ管理の実施

FMでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FMの検討・活用により公共施設等を利用する方々の満足度の向上を図るとともに、公共施設等の配置の最適化や更新コストの削減に努めます。

本計画の策定に当たっては、FMの考え方の導入することとし、健全で持続可能な地域づくりをめざすとともに、ひいては社会や地球環境の向上に寄与できるよう努めます。

2. 計画の位置づけ

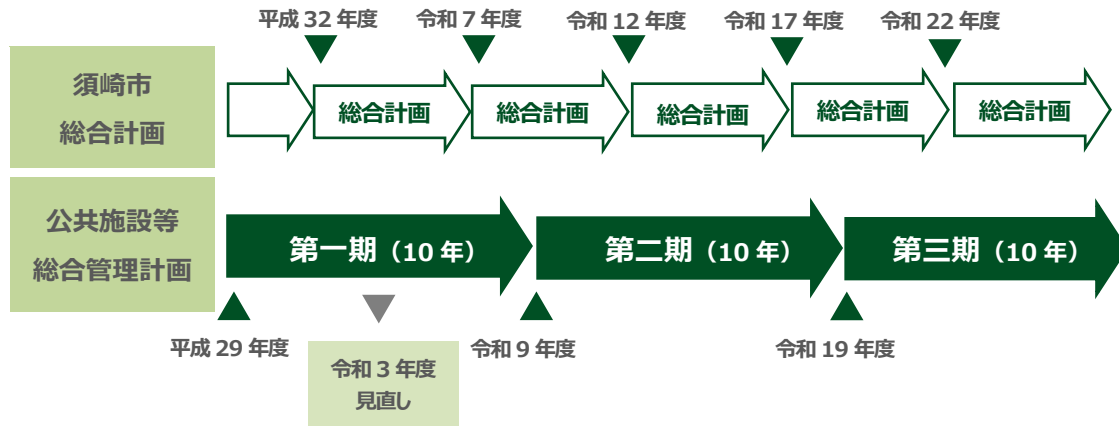
本計画は、須崎市総合計画や各個別計画に基づいて公共施設等の更新等を検討、実施するにあたり、各施設等の更新時期や更新等の基本的な方針を示すものとして位置づけます。



3. 計画期間

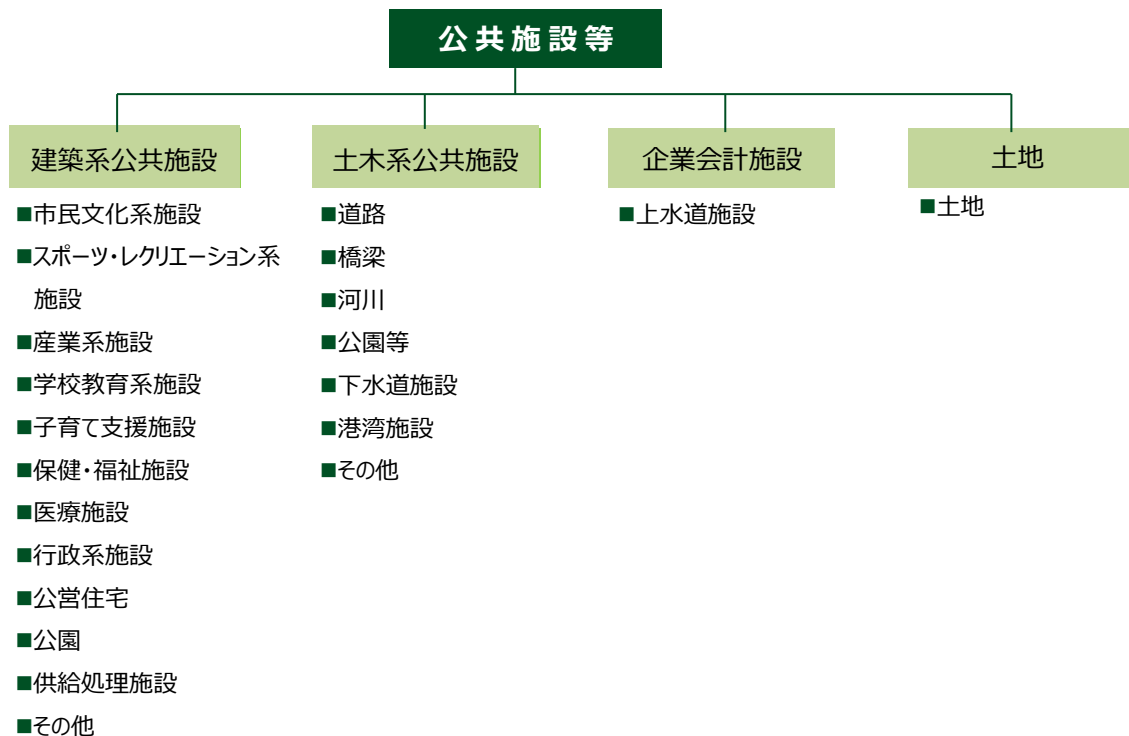
本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及ぶことから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とします。



4. 対象範囲

本計画は、本市が所有する財産のうち、建築系公共施設及び土木系公共施設を含むすべての公有財産を対象とします。



5. 取組体制

公共施設等への取組体制は、各所管課又は全庁的に更新・統廃合・長寿命化等を検討し、必要に応じて個別計画を策定し、実行します。また、更新等を実行する際には、財政部門が横断的に把握し、予算管理を行います。加えて、公共施設等を効率的に維持管理するため、公共施設等の管理体制の構築をめざすこととします。本計画の推進にあたっては、施設総体を一元的に管理するため、総務課が取りまとめをします。

各所管課間を横断し全庁的な調整機能を果たしながら公共施設等全体の管理の総括を行い、本計画の実行や目標の見直しを図っていきます。以下に重要な要点を集約します。

- ①公共施設等に関して各所管課すべてを横断する取組とします。
- ②公共施設等に関して市長と密接に連携を図り、支援できる体制を整えます。
- ③公共施設等に関して財政部門と密接に連携します。

図は、公共施設等の管理の組織体制を示します。下図は公共施設管理を統括する財政部門との公共施設等に関する機能を示します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

①財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくには財政部門との連携が必要不可欠です。

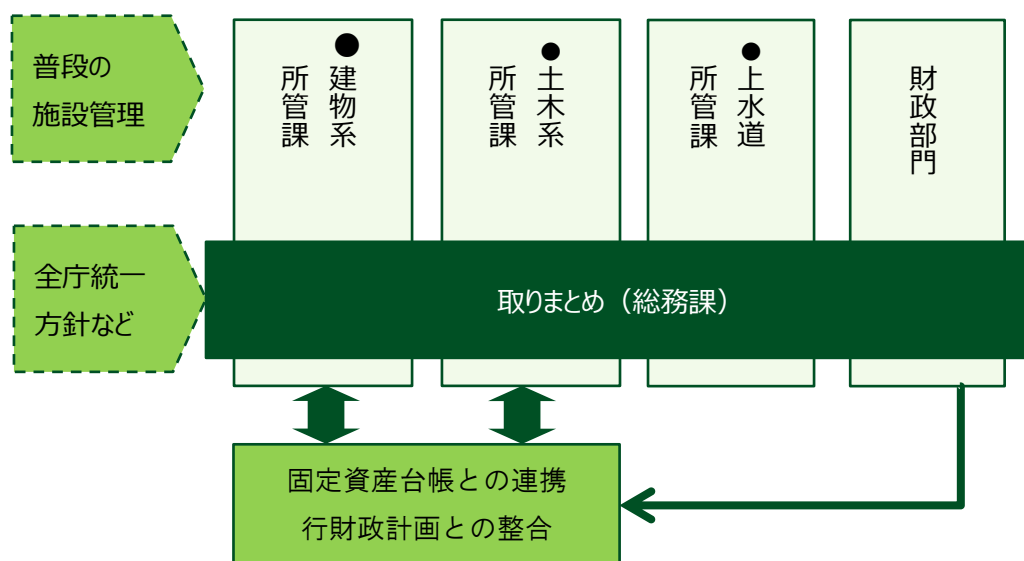
②市民との協働

市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に努めます。

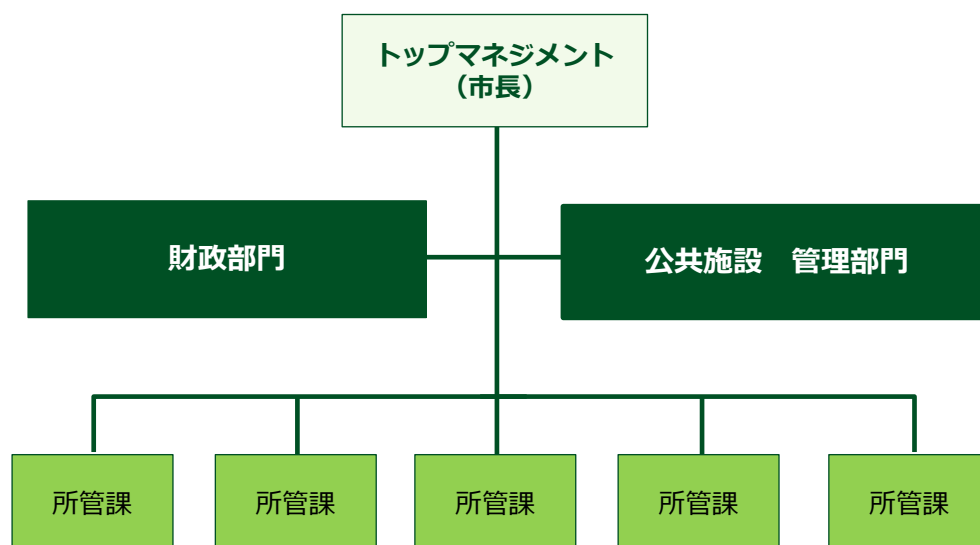
③職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

＜組織の位置づけ＞



＜公共施設等に関する機能＞



第 3 章

公共施設等の現状と課題

1. 対象施設
2. 更新費用試算
3. 対象施設の現状と課題

1. 対象施設

(1) 対象施設

本計画では、原則として、本市の所有するすべての公共施設等を対象とし、なかでも本市が主体的に維持管理を行う公共施設等に重点をおくこととします。

また、更新コストがほとんどかからない車庫、物置、公衆便所等、比較的簡易、小規模なものについては除外しているものがあります。

(2) 施設の分類

本市の所有する建築系公共施設及び土木系公共施設、企業会計施設を下表に分類しました。

対象施設の分類表 建築系公共施設

大分類	中分類	小分類
市民文化系施設	集会施設	集会所、交流会館、友愛館、公民館、コミュニティセンター、多ノ郷アッセンブリーハウス、岡本かわうそ会館
	文化施設	文化会館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育センター、体育館、スポーツセンター
	レクリエーション施設・観光施設	道の駅「かわうその里すさき」、観光漁業センター、すさき SAT 情報館、よこなみオートキャンプ場
産業系施設	産業系施設	種苗中間育成施設、共同作業施設、漁業集落環境整備
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
子育て支援施設	幼保・こども園	保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人デイサービスセンター、元気ハウス
	障害福祉施設	障害者社会参加促進施設
医療施設	医療施設	診療所
行政系施設	庁舎等	市庁舎、人権交流センター
	消防施設	消防庁舎、消防屯所、消防コミュニティセンター
	その他行政系施設	排水機場、防災倉庫
公営住宅	公営住宅	市営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅
公園	公園	管理棟、便所、遊具
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター
その他	その他	共同漁具倉庫、車庫、旧・清掃詰所、旧・保育園

対象施設の分類表 土木系公共施設

大分類	中分類	小分類
道路	道路	市道、農道、林道
	橋梁	橋梁
	トンネル	トンネル
公園	公園	公園、児童・幼児公園、緑地
河川	河川	河川
下水道施設	下水道	ポンプ場、終末処理場、下水管路
港湾施設	港湾施設	護岸、陸閘、防波堤、物揚場樋管、栈橋
水路	水路	用水路、排水路
調整池	調整池	雨水調整池
その他	その他	防火水槽、頭首工（水門、樋門）

対象施設の分類表 企業会計施設

大分類	中分類	小分類
上水道	上水道	上水道施設

対象施設の分類表 土地

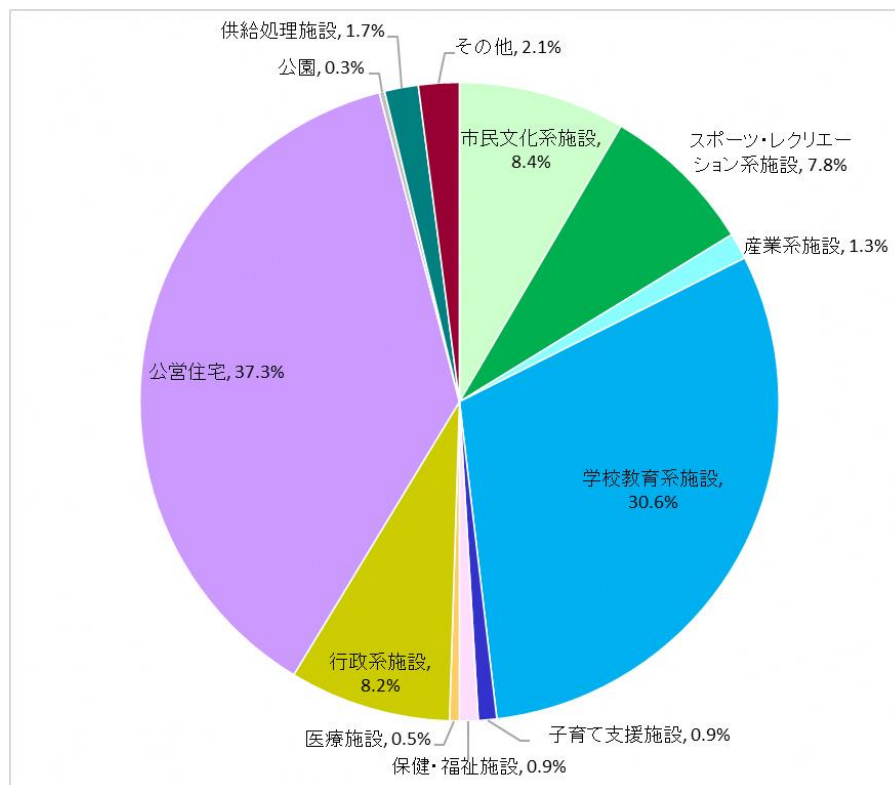
大分類	中分類	小分類
土地	土地	市有地

(3) 施設の数量

建築系公共施設の延床面積は公営住宅が 37.3%、学校教育系施設が 30.6%、市民文化系施設が 8.4%、行政系施設が 8.2%の順に多くなっています。

建築系公共施設総括表

施設類型分類	施設数	延床面積
市民文化系施設	34	13,640.88 m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	22	12,610.83 m ²
産業系施設	4	2,150.00 m ²
学校教育系施設	60	49,418.50 m ²
子育て支援施設	2	1,504.59 m ²
保健・福祉施設	5	1,526.16 m ²
医療施設	4	794.70 m ²
行政系施設	28	13,229.94 m ²
公営住宅	50	60,276.40 m ²
公園	11	443.70 m ²
供給処理施設	3	2,756.00 m ²
その他	8	3,331.28 m ²
合計	231	161,682.98 m ²



土木系公共施設総括表

施設分類	施設数	延長等
道路	1,410 本	実延長 417,834.8m
（市道	1,309 本	397,221.0m
（農道	98 本	16,477.0m
（林道	3 本	4,136.8m
橋梁	468 橋	総面積 15,494.03 m ²
（建設	(461 橋	(総面積 14,179.79 m ²
（農林	(7 橋	(総面積 1,314.24 m ²
トンネル	6 本	実延長 2,139m
（建設	(5 本	(実延長 1,150m
（農林	(1 本	(実延長 989m
公園	88 箇所	総面積 185,485.80 m ²
（公園	(24 箇所	(総面積 144,528.82 m ²
（児童・幼児公園	(27 箇所	(総面積 27,691.75 m ²
（緑地	(37 箇所	(総面積 13,278.18 m ²
河川	118 河川	
下水道施設（管きょ）		実延長 28,227m
（コンクリート管		(実延長 13,899m
（塩ビ管		(実延長 10,987m
（その他		(実延長 3,341m
下水道施設（除塵機）	2 基	
（山下幹線	(1 基	
（西崎第2幹線桐間	(1 基	
港湾（漁港）	161 箇所／ 10 漁港	
水路（用水路、排水路）	426 本	実延長 67,363.0m
調整池	1 箇所	総面積 35,797.6 m ²
防火水槽	109 基	総貯水量 2,570.0 t
頭首工（水門、樋門）	194 箇所	総面積 442.37ha

2. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- 土木系公共施設（道路）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- 各種個別施設計画（長寿命化計画）策定済の対象については、試算結果を用いて更新費用を算定します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系公共施設】 各種個別施設計画策定時の試算結果を使用します。

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 80 年を採用することとします。
- 建設後 20 年と 60 年目で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建築後 40 年目に長寿命化改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が 50 年以上経過し更新時期が経過している建築物については、今後 10 年間で均等に建替えを行うものと仮定します。

【土木系公共施設】

- 道 路：舗装の耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年を踏まえ 15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋 梁：長寿命化計画策定時の更新費用の試算結果を使用します。
- 下水道：下水道経営戦略策定時の更新費用の試算結果を使用します。

③更新単価の考え方

- 公共施設については、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は建替え単価の 25%、長寿命化改修は建替え単価の 60% で想定します。
- 土木系公共施設については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

土木系公共施設（インフラ資産）更新単価

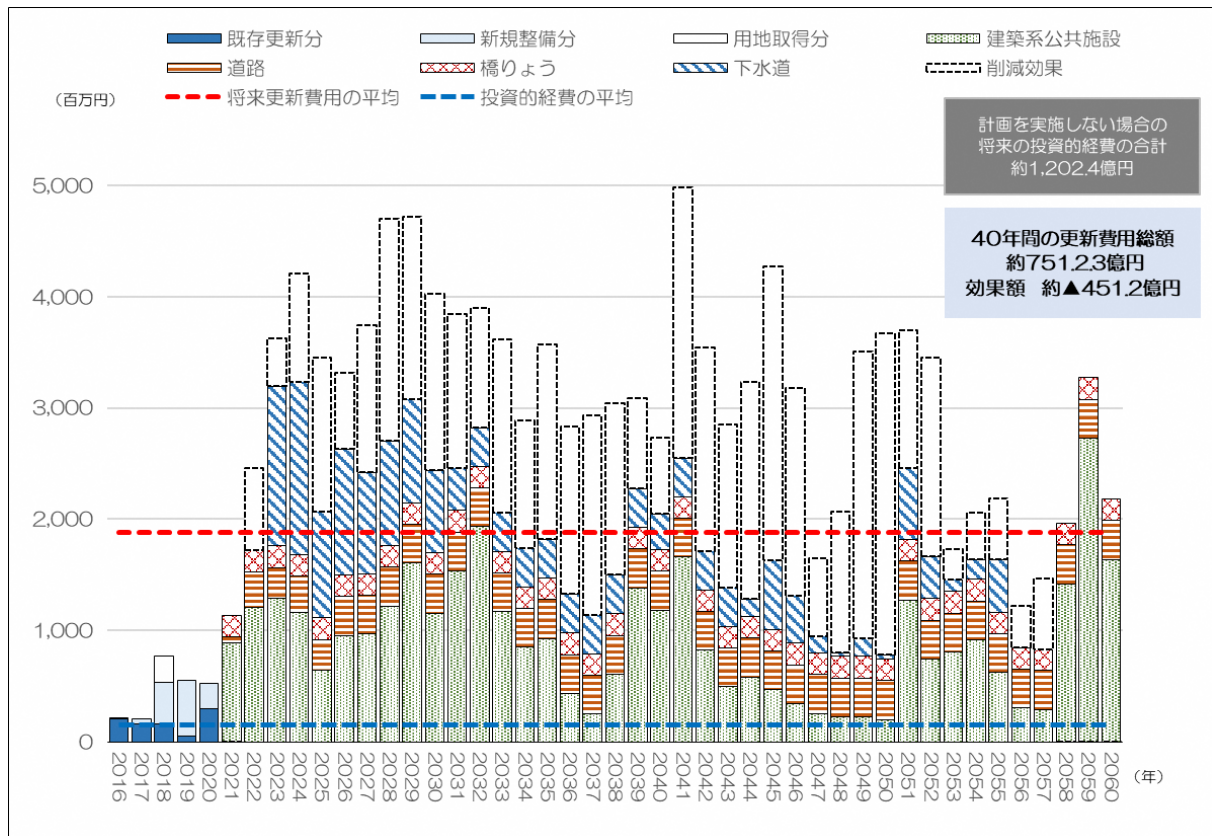
施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700 円/㎡
	自転車歩行者道		2,700 円/㎡
橋梁			448 千円/㎡
下水道	管種別		124 千円/m
	管径別	250mm 以下	61 千円/m
		251～500mm	116 千円/m
		501～1000mm	295 千円/m

（※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています）

(2) 試算結果

前提条件にて、このまま公共施設等（建築系公共施設、道路、橋りょう、トンネル、下水道）をすべて保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約1,202.4億円、年平均では約30.1億円となります。

長寿命化計画に従い長寿命化を進めた場合、今後40年間における削減効果は約451.2億円になり、年平均では約11.3億円の更新費用の削減につながります。



3. 対象施設の現状と課題

(1) 建築系公共施設の現状と課題

対象施設について、建設年度別に施設分類ごとの延床面積を次ページのグラフに示しています。

建築系公共施設全体としては231施設となっており、総延床面積は161,682.98㎡、一人あたり7.85㎡となっています（令和2年国勢調査20,590人で試算）。

全国平均値は3.22㎡/人（公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 平成24年3月 総務省自治財政局財務調査課）となっていますので、全国平均と比較すると約2.44倍の面積を所有していることになります。

公共施設を主に利用する本市在住人口が2020（令和2）年の20,590人（国勢調査）から、2060（令和27）年の戦略人口である17,000人へと約3,600人減少することや、財政状況の歳入において普通交付税が縮減されていくこと、また、市税の減収も見込まれること等に対応していくことが必要です。さらに、現状の施設をそのまま維持していくとすれば、財源の不足が生じてきます。

しかしながら、現在整備されている道路や橋梁等の土木系施設については、基本的には継続的に維持していく必要があり、効率的な管理が求められます。こうした状況を踏まえると、建築系公共施設については、新規整備等の拡大から縮減に向けて検討していくことが喫緊の課題となります。

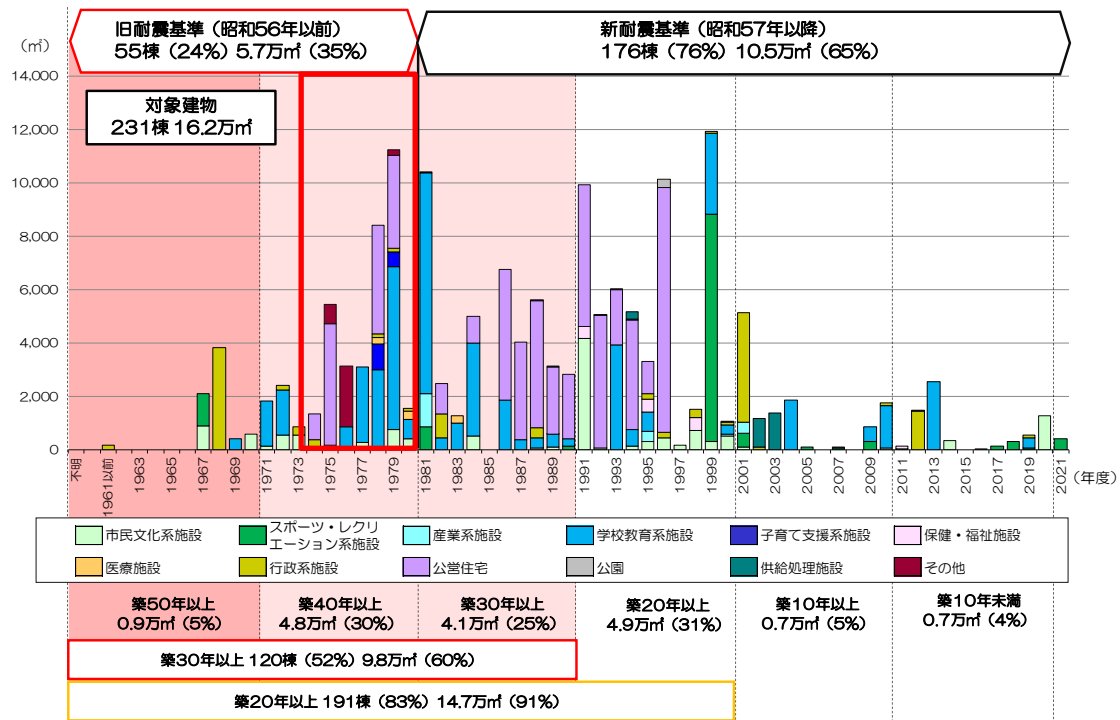
建築系公共施設について、分類別では、公営住宅が37.3%、学校教育系施設が30.6%で、2つを合わせると67.9%となり、全体の約7割を占めています。

また、建築年度別では、人口が3万人を超える人口増の時期である昭和50年代にかけて多く建設されてきたことがわかります。

1986（昭和61）年以降では「公営住宅」の大規模な建設が行われており、1999（平成11）年には、スポーツ・レクリエーション系施設である「スポーツセンターよこなみアリーナ」が建設されたことがグラフに表されています。

新耐震に係る建築基準法施行令の施行年である昭和56年以前に建設された建築系公共施設は、全体の約23.8%を占めています。

対象施設の分類表 建築年度別の延床面積推移グラフ



（2）土木系公共施設（インフラ資産）の現状と課題

土木系公共施設の全体は、道路、橋梁、トンネル、公園、河川、下水道、漁港等です。企業会計施設としては上水道施設があり、その他に土地として分類されます。

土木系公共施設全体の多くは耐用年数が50年と言われており、それを過ぎると更新していく必要が生じてきます。このため、建築系公共施設と同様に今後多くの土木系公共施設が、安全性の観点から改修や更新時期を迎えることとなります。土木系公共施設の維持管理で重要なことは実態（施設数、経過年数、老朽化度等）を把握し、予防保全の観点から経験と知見を共有し活用する点検を実施していくことが求められます。

（３）建物の更新費用予測から試算した課題

過去 10 年間の歳出の内訳では、人件費は 20 億円前後で推移し、公債費は 24 億円から 20 億円で推移しています。物件費は増加傾向にあり、維持補修費は 1 億円前後で推移しています。2020（令和 2）年度では補助費等の 39 億円と増加しています。2001（平成 13）年に須崎市役所総合保健福祉センターが建設されて以降、大きな公共施設の建設はありませんが、2022（令和 4）年度には民間企業と協定締結し、キャンプ場を整備する予定です。

大幅な歳入の増加が見込めない状況のなか、老朽化する施設の改修や建替えにまわす財源の余裕がないため、今後施設の更新や整備を行う際、その必要性和経費の抑制を検討するとともに、費用の平準化を図ることが求められます。

人口

- ・総人口は減少傾向にあります。

2020（令和 2）年の 20,590 人（国勢調査）から 2060（令和 27）年には 17,000 人へと約 3,600 人減少します。

- ・高齢者（65 歳以上）の割合が今後増加傾向にあります。2060（令和 27）年の人口に占める高齢人口割合は 40%以上に達します。
- ・年少人口は減少傾向にあります。

戦略人口より

財政

- ・高齢化に伴い社会保障費が増加しています。
- ・公共施設等の維持費に充当する財源割合の減少が予測されたため、必要となる費用等の確保が求められます。

施設の老朽化

- ・全 231 施設中、築 31 年以上が経過した建物は 111 施設あり、これは施設延面積全体の約 54.3%に達しています。
- ・既存の施設をすべて維持しようとするれば、近い将来に大規模改修や建替えが集中すると考えられます。
- ・近年頻発する集中豪雨等の自然災害や近い将来発生するとされている南海トラフ地震などから市民の生命や財産を守るためにも、公共施設等の安全性や機能を適切に確保するための計画的な維持管理、そして長寿命化することにより老朽化対策を行うことが重要となっています。
- ・耐震診断・耐震工事を行っていない施設があるため、計画的に実施していく必要があります。
- ・住民サービス上、維持の必要がある施設の老朽化対策を優先的に検討する必要があります。

安全確保

- ・各個別施設計画等に基づく長寿命化対策を確実に実施し、さらにニューノーマル（新たな状態・常識）などによる社会的ニーズの変化に対応した公共施設の再編や、将来を見据えた適正な公共施設の規模の検討、さらに更新等費用の縮減を図っていく必要があります。

第4章

公共施設等総合管理計画の 基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本方針
2. 実施方針
3. 推進体制

1. 公共施設等の管理に関する基本方針

本市の公共施設については、現状や課題に対する基本認識を踏まえたうえで、全体最適化を見据えたマネジメントを推進していく必要があります。今後は、市民ニーズを的確に捉えつつ、必要となる公共施設は、計画的な予防保全型による長寿命化を図るとともに、機能が重複している施設や施設利用が低迷している施設については、施設の老朽化の状況や利用の状況を把握し、施設総量の最適化を進めます。なお、新たな施設の整備を検討する場合には、既存施設の有効利用、県や周辺市町村との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法についても併せて検討を行います。

土木系公共施設（インフラ資産）については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害発生時等には避難や救援活動、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行います。

今後は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、市税収入等の増加は期待できず、投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造が変化することが予想されます。必要な公共施設等を維持するためには、限られた経営資源を有効に活用していくことが求められます。以上を踏まえ、本市における今後の公共施設等の管理に関する6つの基本方針を定めます。

（1）建築系公共施設

①まちづくりの視点

須崎市総合計画や須崎市都市計画マスタープランなど、将来のまちづくりの方向性を定めた計画との整合を図り、都市の活性化促進や地域の生活・コミュニティの中心拠点形成における公共施設等及び公共サービスが果たす機能・役割を踏まえ、本市の将来都市づくりの実現への貢献をめざします。このため、市民が安心・安全に暮らすことのできる、快適なまちづくりを実現できるよう、公共施設等の適正配置や規模をめざします。

また、少子高齢化等による人口構造や社会経済情勢の変化に適応するまちづくりに向けて、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化への推進、省エネルギー化など、施設機能の充実を図ります。

②施設総量の適正化

今後も安定した市民サービスを提供し続けていくために、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、必要となる施設を選択し、適正な施設規模の確保をめざします。このため、既存の施設機能を維持しつつ、施設の集約化、複合化及び廃止等の再配置により、施設総量の適正化をめざします。

また、新たな市民ニーズに対しては、施設の新設を前提とせず、既存施設への集約化などにより、機能の充実や見直しを目指します。

③施設の長寿命化

人口減少に伴い、機能移転が可能な施設や用途が重複している施設、稼働率が低下している施設等については、住民サービスを考慮しながら統合や整理を検討します。

④効率的な施設運営

市民サービスは、既存の水準を維持するとともに、市民ニーズ等に応じてさらなる向上を図る必要がありますが、行政の限りある財源及び人員の中では限界があります。このため、管理運営に掛かるコストの縮減を図るとともに、民間のノウハウや資金の活用、地域の住民・団体などとの連携も視野に入れた運営方法を引き続き検討し、より効率的な施設の運営をめざします。

加えて、省エネルギー対策や未利用財産の処分、施設利用の受益者負担の適正化などのさまざまな取組や、運営の工夫による利用効率の向上を図り、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保をめざします。

また、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用）など、民間の力の活用も検討しながら公共施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

※：PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは

事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法です。

※：PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用）とは

国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法です。

⑤必要な機能の確保

災害時の防災拠点や避難場所となる公共施設や、避難・救援活動、災害復旧時において確保すべき重要な基盤施設であるインフラ資産については、必要な機能の確保をめざします。このため、予防保全型の計画的な維持管理により、費用の抑制・平準化を図るとともに、市民生活の安全確保と、向上を図る公共施設等の配置をめざします。

⑥SDGsの推進

本計画は行政サービスを提供する社会基盤である公共施設等に関するものです。市民の暮らしを支える公共施設等を適切に維持管理することで、持続可能なまちづくりを推進し、国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて貢献することをめざします。

【関連する主なSDGs】



※：SDGsとは、

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。

(2) 土木系公共施設（インフラ資産）

①投資額（一般財源）について

- ・費用対効果や経済波及効果を考慮しながら、予算総額の範囲内で、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。
- ・優先順位の設定等により、予算の縮減に合わせた投資額の設定に努めます。

②ライフサイクルコスト（LCC）について

- ・維持補修と長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新によるライフサイクルコストの縮減をめざします。
- ・PPP／PFI など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

※：ライフサイクルコスト（LCC）とは

建物における計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額を「建物のライフサイクルコスト」といいます。設計費が全体に占める比率は小さいですが、計画・設計の内容はその後のランニングコストに大きく影響します。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①建物の点検・保守

公共施設等のなかでも、建物は、数多くの部品・部材や設備機器など多種多様な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

そのため、建物を維持管理するための定期的な点検・保守によって、劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を推進します。

参考：建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②公共施設の診断

■ 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本市で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断の実施を検討します。
- ・耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。
- ・診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全の活用に努めます。

■ 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本市に必要な評価項目を選択し、評価方式を検討します。
- ・公共施設の主要な全施設について、施設ごとに課題と優先度を判断します。

公共施設診断の対象となる評価項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成）

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制の構築を検討します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストの縮減をめざします。

②更新・改修の実施方針

建物を最適な状態で維持管理していくためには、不具合が発生した後に対応する事後保全だけでなく、保守点検等を計画的に実施していくことも重要です。また、建物の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められるさまざまな性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設の最適化や効率化の観点からも、土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって、更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

③ユニバーサルデザイン化（バリアフリー）の推進

公共施設等の改修、更新については、「高知県人にやさしいまちづくり条例」、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則」等を遵守し、ユニバーサルデザイン化を推進し、庁内で未対応のオストメイトトイレ導入等の検討をします。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全性と施設の耐用性を確保することが要件となります。

また、万一の事故や事件、災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を整え、平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。

高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

施設の安全確保に係る項目（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)）

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値> 0.6 /0.6> Is 値> 0.3 /0.3> Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境 安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン 放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 （年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台の CCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上げ不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上げ不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

- ・本市では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み、評価の検討を行います。
- ・危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
（ただし、総合的な判断により、改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本市では、建築系公共施設をはじめ、建物については、順次耐震診断を行い、耐震補強工事等を実施しています。特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際には、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討するよう努めています。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこからさらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

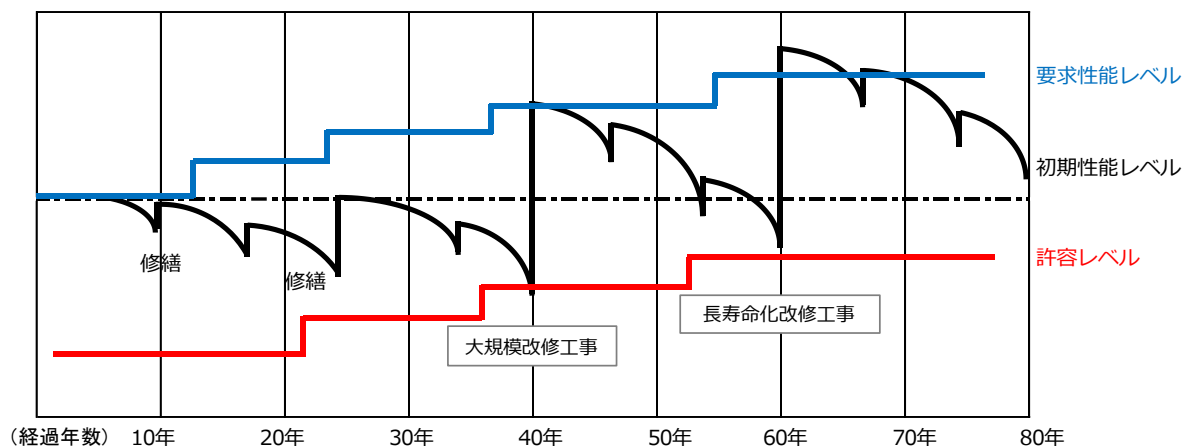
下表は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常、時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本市の公共施設では、鉄筋コンクリート造の場合、建替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）



(6) 統合や廃止の実施方針

①公共施設等コンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等の統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

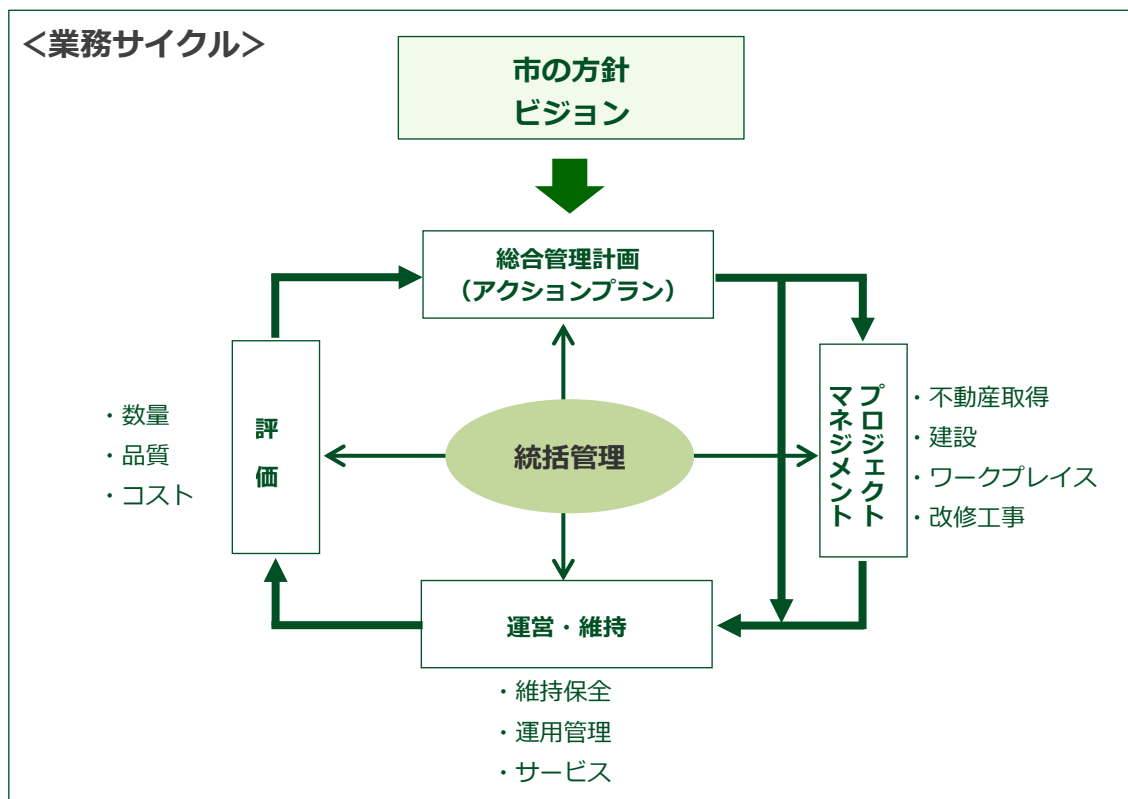
公共施設コンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
I	・住民の負担を求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善をめざした取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント (FM) 業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「市の方針／ビジョン」に基づき、「本計画」を策定します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。



出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が、市施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、市民からのさまざまな意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

(3) 計画の推進体制

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理し進めます。

① 進行管理

本計画で定めた基本方針や目標値等については、実績評価や分析を行い、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進行管理を行います。

② 計画の見直し

本計画は、原則10年ごとに全体的な見直しを行います。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、財政状況等計画と大きな隔たりが生じた場合等、必要に応じ見直しを行います。

③ 情報の公開

本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、広報紙やホームページを活用し積極的に市民への情報の発信に努めます。



第 5 章

施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針
3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針
4. 土地の管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 市民文化系施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	図書館	877.00	生涯学習課	RC	S42	54	未
2	多ノ郷公民館	574.00	生涯学習課	RC	S45	51	済
3	角谷公民館	134.98	生涯学習課	RC	S46	50	未
4	南公民館	545.00	生涯学習課	RC	S47	49	未
5	上分交流会館	543.14	生涯学習課	RC	S48	48	済
6	串ノ浦公民館	53.00	生涯学習課	RC	S49	47	未
7	安和市民交流会館	180.00	生涯学習課	木造	S50	46	未
8	老人憩の家 詰所	264.00	生涯学習課	木造	S52	44	未
9	東川内市営住宅集会所	66.00	住宅建築課	RC	S53	43	済
10	吾桑公民館	754.50	生涯学習課	RC	S54	42	済
11	押岡集会所	417.50	農林水産課	RC	S55	41	未
12	新荘公民館	504.98	生涯学習課	RC	S59	37	対象外
13	南永田団地集会所	52.46	住宅建築課	RC	S63	33	対象外
14	桜川団地集会所	99.97	住宅建築課	RC	H1	32	対象外
15	市民文化会館	4,162.37	生涯学習課	RC	H3	30	対象外
16	神田集会所	75.75	住宅建築課	鉄骨造	H4	29	対象外
17	土崎公民館	132.00	生涯学習課	RC	H6	27	対象外
18	大間友愛館	210.00	建設課	鉄骨造	H7	26	対象外
19	矢羽田集会所	99.37	住宅建築課	RC	H7	26	対象外
20	幸町集会所	154.40	建設課	木造	H8	25	対象外
21	西糺町集会所	99.87	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
22	多ノ郷アッセンブリーハウス	159.96	生涯学習課	木造	H8	25	対象外
23	多ノ郷アッセンブリーハウス (休憩所他)	30.54	生涯学習課	鉄骨造	H8	25	対象外
24	泉町集会所	154.00	建設課	木造	H9	24	対象外
25	浦ノ内市民交流会館	708.00	生涯学習課	RC	H10	23	対象外
26	久通交流会館「風の里」	294.00	生涯学習課	木造	H11	22	対象外
27	浦ノ内東部コミュニティセンター	333.95	生涯学習課	RC	H12	21	対象外
28	岡本かわうそ会館	82.75	農林水産課	木造	H12	21	対象外
29	飛田集会所	87.55	元気創造課	木造	H12	21	対象外
30	妙見山交流会館	101.27	元気創造課	木造	H13	20	対象外
31	福良集会所	49.68	元気創造課	木造	H22	11	対象外
32	すさき街角ギャラリー	340.21	元気創造課	木造	H26	7	

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
33	下中山集会所	37.70	元気創造課	木造	H28	5	対象外
34	交流ひろばすさき	1,260.98	生涯学習課	RC	R2	1	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

2021（令和3）年4月1日時点で、主な市民文化系施設として、文化会館、公民館、交流会館、集会所、コミュニティセンター等、計34の施設があります。現在、「集落活動センターあわ」と「鳴無公衆トイレ」を整備しています。

②老朽化の状況

建設から41年を経過した施設が11施設あり、31年を経過した施設が3施設あります。この14施設は、全体34施設数の41.2%を占め、今後10年から20年以内に更新時を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 利用可	身障 者用ト イレ	玄関入 口バ ルコ	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	図書館	×	×	○	○	×	直営	-	無
2	多ノ郷公民館	×	○	○	○	×	直営	-	有
3	角谷公民館	×	×	×	×	×	直営	-	無
4	南公民館	×	×	○	○	×	直営	-	有
5	上分交流会館	×	○	○	○	×	指定	-	有
6	串ノ浦公民館	×	×	×	×	×	直営	-	無
7	安和市民交流会館	×	×	○	○	×	指定	-	有
8	老人憩の家 詰所	×	×	×	×	×	直営	-	無
9	東川内市営住宅集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
10	吾桑公民館	×	×	○	○	×	直営	-	有
11	押岡集会所	×	×	×	×	×	委託	-	無
12	新荘公民館	×	×	○	○	×	直営	-	無
13	南永田団地集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
14	桜川団地集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
15	市民文化会館	×	○	○	○	×	指定	-	有
16	神田集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
17	土崎公民館	×	×	×	×	×	直営	-	無
18	大間友愛館	×	×	×	×	×	直営	-	無
19	矢羽田集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
20	幸町集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
21	西糺町集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無

	施設名	車椅子用エレベーター	身障者用トイレ	玄関スロープ	AED設置	再生可能エネルギー	運営方法	年間利用人数(年)	避難所指定
22	多ノ郷アッセンブリーハウス	×	○	○	×	×	直営	-	無
23	多ノ郷アッセンブリーハウス(休憩所他)	×	×	×	×	×	直営	-	無
24	泉町集会所	×	×	×	×	×	直営	-	無
25	浦ノ内市民交流会館	×	○	○	○	×	指定	-	有
26	久通交流会館「風の里」	×	×	○	○	×	直営	-	無
27	浦ノ内東部コミュニティセンター	×	×	×	×	×	指定	-	無
28	岡本かわうそ会館	×	×	×	×	×	直営	-	無
29	飛田集会所	×	×	○	×	×	委託	-	無
30	妙見山交流会館	×	×	○	×	×	委託	-	有
31	福良集会所	×	×	×	×	×	委託	-	無
32	すさき街角ギャラリー	×	×	×	○	×	指定	-	無
33	下中山集会所	×	×	×	×	×	委託	-	無
34	交流ひろばすさき	○	○	○	○	○	指定	-	有

2020(令和2)年4月1日より須崎公民館は「須崎図書館」として活用しています。

市民文化会館や交流会館、コミュニティセンター運営の多くは委託もしくは指定管理となっています。2021(令和3)年4月1日より上分公民館は「上分交流会館」として直営から指定管理、久通コミュニティセンター「風の里」は「久通交流会館「風の里」」として指定管理から直営となりました。また、吾桑公民館は「吾桑交流会館」として10月1日より、直営から指定管理となっています。

④個別基本方針

建設後30年が経過し老朽化した施設が、今後多くなってきますが、厳しい財政状況を踏まえ、年間利用者数や利用頻度の把握に努めながら、活用度の低い施設については、他用途への変更やPFIの活用も含めた移転を検討する等、施設のあり方を見直します。図書館は、建築後50年を経過する建築物であるため、今後、複合化をふまえて整備をしていく予定です。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減に努めるとともに、引き続き公民館などの直営管理を指定管理又は委託へ変更することでコストダウンを図ります。また、環境面からCO₂削減に向け運用や設備における省エネ策を検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	市民体育館	1,220.64	生涯学習課	RC	S42	54	未
2	市民体育館多ノ郷体育センター	864.00	生涯学習課	RC	S56	40	対象外
3	観光漁業センター（建物のみ）	128.70	元気創造課	木造	H2	31	対象外
4	道の駅「かわうその里すさき」店舗	1,674.91	元気創造課	鉄骨造	H11	22	対象外
5	道の駅「かわうその里すさき」機械室棟	47.25	元気創造課	RC	H11	22	対象外
6	スポーツセンター よこなみアリーナ	6,818.65	生涯学習課	RC	H11	22	対象外
7	スポーツセンター カヌー場艇庫	501.50	生涯学習課	鉄骨造	H13	20	対象外
8	スポーツセンター カヌー場 便所倉庫棟	88.00	生涯学習課	RC	H17	16	対象外
9	スポーツセンター カヌー場 東屋	21.88	生涯学習課	木造	H17	16	対象外
10	すさき SAT 情報館（観光案内施設）	60.00	元気創造課	木造	H19	14	対象外
11	すさき SAT 情報館（物産販売施設）	92.05	元気創造課	木造	H21	12	対象外
12	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 研修棟 B 棟・C 棟	198.74	生涯学習課	木造	H21	12	対象外
13	スポーツセンター シーパーク大島 管理棟	27.90	生涯学習課	木造	H29	4	対象外
14	スポーツセンター シーパーク大島 トイレ・シャワー棟	69.49	生涯学習課	木造	H29	4	対象外
15	スポーツセンター シーパーク大島 倉庫	33.12	生涯学習課	木造	H29	4	対象外
16	スポーツセンター カヌー場 管理棟	298.11	生涯学習課	木造	H30	3	対象外
17	スポーツセンター カヌー場 海上アスレチック 収納倉庫	72.46	生涯学習課	木造	R 元	2	対象外
18	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 研修施設 A 棟	115.59	生涯学習課	木造	R3	0	対象外
19	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 体験学習棟	154.04	生涯学習課	木造	R3	0	対象外
20	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 広場上屋	19.88	生涯学習課	木造	R3	0	対象外
21	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 B、C 棟繋ぎ棟	16.56	生涯学習課	木造	R3	0	対象外
22	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 通路上屋	87.36	生涯学習課	木造	R3	0	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

スポーツ・レクリエーション系施設は、市民体育館、道の駅、スポーツセンターよこなみアリーナ等、計 22 の施設があります。また、浦ノ内地区への野外体験施設を現在整備中です。

②老朽化の状況

建設から 41 年を経過した施設が 1 施設あり、31 年を経過した施設が 2 施設あります。この 3 施設は、全体 22 施設数の 13.6%を占め、今後 10 年から 20 年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子用エレベータ	身障者用トイレ	玄関スロープ	AED設置	再生可能エネルギー	運営方法	年間利用人数(年)	避難所指定
1	市民体育館	×	×	×	○	×	直営	-	無
2	市民体育館多ノ郷体育センター	×	×	○	○	×	直営	-	無
3	観光漁業センター（建物のみ）	×	×	×	×	×	指定	3,253	無
4	道の駅「かわうその里すさき」店舗	×	○	×	○	×	指定	409,422	無
5	道の駅「かわうその里すさき」機械室棟	×	×	×	×	×	指定	-	無
6	スポーツセンター よこなみアリーナ	×	×	○	○	○	指定	-	有
7	スポーツセンター カヌー場艇庫	×	○	×	○	×	指定	29,000	無
8	スポーツセンター カヌー場 便所倉庫棟	×	×	×	×	×	指定	-	無
9	スポーツセンター カヌー場 東屋	×	×	×	×	×	指定	-	無
10	すさき SAT 情報館（観光案内施設）	×	×	×	×	×	指定	125	無
11	すさき SAT 情報館（物産販売施設）	×	×	×	×	×	指定	4,800	無
12	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 研修棟 B 棟・C 棟	×	×	×	×	×	指定	6,918	無
13	スポーツセンター シーパーク大島 管理棟	×	×	×	○	×	指定	-	無
14	スポーツセンター シーパーク大島 トイレ・シャワー棟	×	○	×	×	×	指定	-	無
15	スポーツセンター シーパーク大島 倉庫	×	×	×	×	×	指定	-	無
16	スポーツセンター カヌー場 管理棟	×	○	×	○	×	指定	-	無
17	スポーツセンター カヌー場 海上アスレチック 収納倉庫	×	×	×	×	×	指定	-	無
18	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 研修施設 A 棟	×	×	○	×	×	指定	-	無
19	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 体験学習棟	×	○	○	×	×	指定	-	無
20	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 広場上屋	×	×	○	×	×	指定	-	無
21	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 B、C 棟繋ぎ棟	×	×	○	×	×	指定	-	無
22	スポーツセンター カヌー場 体験学習施設 通路上屋	×	×	○	×	×	指定	-	無

道の駅「かわうその里すさき」店舗は、年間利用人数が延べ 409,422 人で多くの人が利用しています。道の駅「かわうその里すさき」店舗やスポーツセンターの運営は、指定管理となっています。

④個別基本方針

厳しい財政状況を踏まえ、年間利用者数や利用頻度の把握に努めながら、活用度の低い施設については、他用途への変更や PFI の活用も含めた移転を検討する等、施設のあり方を見直します。市民体育館は、建築後 50 年を超える建築物であるため、今後、複合化をふまえて整備をしていく予定です。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新

時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めるとともに、引き続き指定管理又は委託でコストダウンを図っていきます。

(3) 産業系施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	共同作業施設第1号施設	1,250.00	農林水産課	鉄骨造	S56	40	対象外
2	中ノ島 漁業集落環境整備	371.50	農林水産課	RC	H7	26	対象外
3	池ノ浦 漁業集落環境整備	87.50	農林水産課	RC	H12	21	対象外
4	須崎市種苗中間育成施設	441.00	農林水産課	鉄骨造	H13	20	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

産業系施設は、共同作業施設、漁業集落環境整備、種苗中間育成施設等、計4の施設があります。

②老朽化の状況

建設から31年を経過した施設が1施設あります。この1施設は全体4施設数の25.0%を占め、今後20年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子用 トイレ	身障 者用ト イレ	玄関入 口への 段差	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	共同作業施設第1号施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
2	中ノ島 漁業集落環境整備	×	×	×	×	×	直営	-	無
3	池ノ浦 漁業集落環境整備	×	×	×	×	×	直営	-	無
4	須崎市種苗中間育成施設	×	×	×	×	×	直営	-	無

④個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。

(4) 学校教育系施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	南小学校 プール	410.00	学校教育課	RC	S44	52	-
2	須崎小学校 体育館	1,094.00	学校教育課	RC	S46	50	済
3	南小中学校 体育館	580.00	学校教育課	鉄骨造	S46	50	済
4	新莊小学校 校舎（管理教室棟）	1,306.00	学校教育課	RC	S47	49	済
5	浦ノ内小学校プール	395.00	学校教育課	RC	S47	49	-
6	須崎小学校 給食室	212.00	学校教育課	鉄骨造	S51	45	未
7	浦ノ内中学校 体育館	660.00	学校教育課	鉄骨造	S51	45	済
8	安和小学校 校舎	1,235.00	学校教育課	RC	S52	44	済
9	安和小学校 体育館	567.00	学校教育課	鉄骨造	S52	44	済
10	安和小学校 管理教室棟	303.00	学校教育課	RC	S52	44	済
11	上分小中学校 体育館	726.00	学校教育課	鉄骨造	S52	44	済
12	南小中学校 校舎（中学校）	391.00	学校教育課	RC	S53	43	済
13	吾桑小学校 体育館	556.00	学校教育課	鉄骨造	S53	43	済
14	浦ノ内中学校 校舎	1,994.00	学校教育課	RC	S53	43	済
15	多ノ郷小学校 校舎	5,086.00	学校教育課	RC	S54	42	済
16	多ノ郷小学校 校舎（特別教室棟）	51.00	学校教育課	RC	S54	42	-
17	多ノ郷小学校 体育館	798.00	学校教育課	鉄骨造	S54	42	済
18	多ノ郷小学校 給食室	180.00	学校教育課	鉄骨造	S54	42	-
19	新莊小学校 校舎（特別教室棟）	707.00	学校教育課	RC	S55	41	済
20	上分小中学校 校舎（小学校）	1,674.00	学校教育課	RC	S56	40	対象外
21	上分小中学校 校舎（中学校）	1,583.00	学校教育課	RC	S56	40	対象外
22	須崎中学校 校舎	3,865.00	学校教育課	RC	S56	40	済
23	須崎中学校 校舎	196.00	学校教育課	RC	S56	40	済
24	須崎中学校 体育館	940.00	学校教育課	鉄骨造	S56	40	対象外
25	上分小中学校 給食室	262.00	学校教育課	RC	S57	39	対象外
26	須崎中学校 校舎	185.00	学校教育課	RC	S57	39	済
27	朝ヶ丘中学校 校舎	999.00	学校教育課	RC	S58	38	対象外
28	須崎小学校 校舎	2,798.00	学校教育課	RC	S59	37	対象外
29	浦ノ内小学校 給食室	88.00	学校教育課	RC	S59	37	対象外
30	須崎中学校 校舎（木工・金工室）	183.00	学校教育課	RC	S59	37	対象外
31	須崎中学校 格技場	350.00	学校教育課	鉄骨造	S59	37	対象外
32	須崎中学校 体育館内部室（1階）	75.00	学校教育課	鉄骨造	S59	37	対象外
33	新莊小学校 体育館	796.00	学校教育課	RC	S61	35	対象外
34	吾桑小学校 給食室	88.00	学校教育課	RC	S61	35	対象外
35	朝ヶ丘中学校 体育館	981.00	学校教育課	鉄骨造	S61	35	対象外

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
36	多ノ郷小学校 プール	385.00	学校教育課	RC	S62	34	-
37	新荘小学校 プール	272.50	学校教育課	RC	S63	33	-
38	南小中学校 給食室	102.00	学校教育課	RC	S63	33	対象外
39	新荘小学校 給食室	112.00	学校教育課	RC	H1	32	対象外
40	上分小学校 プール	300.00	学校教育課	RC	H1	32	-
41	須崎中学校 校舎（工作室）	53.00	学校教育課	木造	H1	32	対象外
42	安和小学校 プール	295.00	学校教育課	RC	H2	31	-
43	朝ヶ丘中学校 校舎	3,587.00	学校教育課	RC	H5	28	対象外
44	朝ヶ丘中学校 屋外渡り廊下	344.00	学校教育課	鉄骨造	H5	28	対象外
45	須崎中学校 プール	400.00	学校教育課	RC	H6	27	-
46	朝ヶ丘中学校 体育館内部室（1階）	210.00	学校教育課	RC	H6	27	対象外
47	浦ノ内中学校 プール	724.00	学校教育課	RC	H7	26	-
48	南小中学校 校舎	3040.00	学校教育課	RC	H11	22	対象外
49	朝ヶ丘中学校 プール	325.00	学校教育課	RC	H12	21	-
50	吾桑小学校 校舎	666.00	学校教育課	木造	H16	17	対象外
51	吾桑小学校 校舎	178.00	学校教育課	RC	H16	17	対象外
52	吾桑小学校 校舎	999.00	学校教育課	木造	H16	17	対象外
53	吾桑小学校 屋外物置棟	13.00	学校教育課	木造	H16	17	対象外
54	吾桑小学校 プール	575.00	学校教育課	RC	H21	12	-
55	須崎小学校 校舎	1,599.00	学校教育課	RC	H22	11	対象外
56	須崎小学校 機械室	15.00	学校教育課	鉄骨造	H23	10	対象外
57	浦ノ内小学校 校舎	1054.00	学校教育課	RC	H25	8	対象外
58	浦ノ内小学校 校舎	897.00	学校教育課	RC	H25	8	対象外
59	浦ノ内小学校 屋内運動場	584.00	学校教育課	鉄骨造	H25	8	対象外
60	須崎小学校 プール	375.00	学校教育課	RC	R1	2	-

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

主な学校教育系施設として、小学校、中学校等、計60の施設があります。

小学校は8校、中学校は5校あります。

②老朽化の状況

建設から50年を経過した施設が3施設あり、31年を経過した施設が39施設あります。この42施設は、全体60施設数の70.0%を占め、今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子用エレベータ	身障者用トイレ	玄関入ロ-プ	AED設置	再生可能エネルギー	運営方法	年間利用人数(年)	避難所指定
1	南小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
2	須崎小学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	無
3	南小中学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	無
4	新荘小学校 校舎(管理教室棟)	×	○	×	×	×	-	-	無
5	浦ノ内小学校プール	×	×	×	×	×	-	-	無
6	須崎小学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
7	浦ノ内中学校 体育館	×	○	○	×	×	-	-	無
8	安和小学校 校舎	×	○	○	○	○	-	-	無
9	安和小学校 体育館	×	×	○	×	×	-	-	有
10	安和小学校 管理教室棟	×	×	×	×	×	-	-	無
11	上分小中学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	有
12	南小中学校 校舎(中学校)	×	×	×	×	×	-	-	無
13	吾桑小学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	有
14	浦ノ内中学校 校舎	×	×	○	○	×	-	-	無
15	多ノ郷小学校 校舎	×	○	×	○	○	-	-	無
16	多ノ郷小学校 校舎(特別教室棟)	×	×	×	×	×	-	-	無
17	多ノ郷小学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	有
18	多ノ郷小学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
19	新荘小学校 校舎(特別教室棟)	×	×	×	○	×	-	-	無
20	上分小中学校 校舎(小学校)	×	○	×	○	○	-	-	無
21	上分小中学校 校舎(中学校)	×	○	○	×	×	-	-	無
22	須崎中学校 校舎	×	○	×	○	×	-	-	無
23	須崎中学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
24	須崎中学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	無
25	上分小中学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
26	須崎中学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
27	朝ヶ丘中学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
28	須崎小学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
29	浦ノ内小学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
30	須崎中学校 校舎(木工・金工室)	×	×	×	×	×	-	-	無
31	須崎中学校 格技場	×	×	×	×	×	-	-	無
32	須崎中学校 体育館内部室(1階)	×	×	×	×	×	-	-	無
33	新荘小学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	有
34	吾桑小学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
35	朝ヶ丘中学校 体育館	×	×	×	×	×	-	-	有

	施設名	車椅子用エレベーター	身障者用トイレ	玄関スロープ	AED設置	再生可能エネルギー	運営方法	年間利用人数(年)	避難所指定
36	多ノ郷小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
37	新荘小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
38	南小中学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
39	新荘小学校 給食室	×	×	×	×	×	-	-	無
40	上分小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
41	須崎中学校 校舎(工作室)	×	×	×	×	×	-	-	無
42	安和小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
43	朝ヶ丘中学校 校舎	×	×	○	○	○	-	-	無
44	朝ヶ丘中学校 屋外渡り廊下	×	×	×	×	×	-	-	無
45	須崎中学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
46	朝ヶ丘中学校 体育館内部室(1階)	×	×	×	×	×	-	-	無
47	浦ノ内中学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
48	南小中学校 校舎	○	○	○	○	×	-	-	無
49	朝ヶ丘中学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
50	吾桑小学校 校舎	×	○	○	○	×	-	-	無
51	吾桑小学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
52	吾桑小学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
53	吾桑小学校 屋外物置棟	×	×	×	×	×			無
54	吾桑小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無
55	須崎小学校 校舎	×	×	×	○	×	-	-	無
56	須崎小学校 機械室	×	×	×	×	×			無
57	浦ノ内小学校 管理教室棟	○	○	○	○	×	-	-	無
58	浦ノ内小学校 校舎	×	×	×	×	×	-	-	無
59	浦ノ内小学校 屋内運動場	×	×	×	×	×	-	-	有
60	須崎小学校 プール	×	×	×	×	×	-	-	無

現在、休校・廃校の学校教育系施設はありませんが、将来的な統合に向けて住民等との話し合いを始めています。

学校教育系施設の耐震化は概ね終わっており、耐震化を行っていない給食室がありますが、給食センターの建設も含めて検討しています。

学校教育系施設は災害時の避難所にもなっています。

プール等の工作物が50年を経過し、老朽化している学校があります。

④個別基本方針

将来の児童生徒数の予測を踏まえ、本市の学校教育方針や財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、配置の最適化を図ります。配置の最適化においては、校舎が更新を迎える時期の児童生徒数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応可能な配置にします。今後、須崎中学校統合校（現、朝ヶ丘中学校）の大規模工事を予定しています。

建物系の長期にわたる基本的な機能・性能あるいは安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そのため、さまざまな規模・内容の工事がある中で、大規模改修と部分改修を勘案して、中長期的保全計画の作成検討を行います。また、短期的な整備計画として公立学校施設整備計画の作成を継続します。

建物構造により異なりますが、躯体耐用年数（財産処分年数：鉄筋コンクリート造であれば60年）の間、学校施設として活用することを基準に考え、築30年前後に大規模改修工事を検討していきます。また躯体耐用年数が残存10年未満のものより建替え・更新等を検討していきます。浦ノ内小学校プール、多ノ郷小学校プールの更新を予定しています。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。また、環境面からCO₂削減に向け運用や設備における省エネ策を検討します。

(5) 子育て支援施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	吾桑保育園	955.17	子ども・子育て支援課	RC	S53	43	済
2	安和保育園	549.42	子ども・子育て支援課	RC	S54	42	済

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

子育て支援施設は、保育園の園舎や倉庫等を含む計2の施設があります。

②老朽化の状況

すべての施設が建設から41年を経過しています。今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 用エレベーター	身障 者用トイレ	玄関 スロープ	AED 設置	再生 可能エネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	吾桑保育園	×	×	×	○	×	指定	-	無
2	安和保育園	×	×	×	○	×	指定	-	無

現在、7の保育園があり、老朽化が進んだ施設が多くなっています。今後7保育園（民間保育園5園、指定管理2園）は、5園にする統合計画となっております。統合を実施した園は、解体を含め建物や土地の利活用を検討します。

④個別基本方針

将来の児童数の予測を踏まえ、本市の学校教育方針や子育て支援の方針、財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、配置の最適化を図ります。配置の最適化においては、園舎が更新を迎える時期の児童数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されることから、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。

(6) 保健・福祉施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	老人デイサービスセンター 清流の家	450.10	長寿介護課	RC	H3	30	対象外
2	老人デイサービスセンター よこなみ	475.50	長寿介護課	RC	H7	26	対象外
3	老人デイサービスセンター ばんだ湯の香荘	446.38	長寿介護課	鉄骨造	H10	23	対象外
4	元気ハウス	29.18	長寿介護課	木造	H10	23	対象外
5	障害者社会参加促進施設	125.00	福祉事務所	木造	H23	10	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

保健・福祉施設は、デイサービスセンター、元気ハウス、障害者社会参加促進施設等の計5の施設があります。

②老朽化の状況

建設から25年を経過した施設が2施設ありますが、比較的新しい施設が多くなっています。海岸部に近い施設において、塩害による維持修繕費が一定額必要となっています。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 利用可 バリア	身障 者用ト イレ	玄関入 口バ リア	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	老人デイサービスセンター 清流の家	×	○	○	×	×	指定	5,312	有
2	老人デイサービスセンター よこなみ	×	○	○	○	×	指定	7,558	無
3	老人デイサービスセンター ばんだ湯の香荘	×	○	○	○	×	指定	4,831	有
4	元気ハウス	×	×	×	×	×	直営	-	無
5	障害者社会参加促進施設	×	×	○	×	×	指定	-	無

デイサービスセンター、障害者社会参加促進施設の運営は指定管理となっています。

④個別基本方針

将来の年少人口、老年人口の予測を踏まえ、本市の財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、配置の最適化を図ります。配置の最適化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合、譲渡などに柔軟に対応できるようにします。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減に努めるとともに、引き続き指定管理でコストダウンを図ります。

(7) 医療施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	南診療所	224.15	健康推進課	RC	S53	43	済
2	上分診療所	189.63	健康推進課	木造	S55	41	済
3	上分診療所医師住宅	115.93	健康推進課	木造	S55	41	済
4	浦ノ内診療所	264.99	健康推進課	木造	S58	38	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

医療施設は、南診療所、上分診療所、浦ノ内診療所と上分診療所医師住宅の計4施設があります。

②老朽化の状況

すべての施設が建設から31年を経過しています。これらの施設は今後10年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 用エレ ベータ	身障 者用ト イレ	玄関入 口への 段差	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	南診療所	×	×	×	×	×	委託	-	無
2	上分診療所	×	×	×	×	○	委託	-	無
3	上分診療所医師住宅	×	×	×	×	×	委託	-	無
4	浦ノ内診療所	×	×	×	×	×	指定	-	無

④個別基本方針

すべての診療所施設は、建設後31年以上経過しており、利用状況、財政状況を踏まえ、施設のあり方を検討します。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めるとともに、引き続き指定管理又は委託でコストダウンを図ります。

(8) 行政系施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	桐間第1排水機場	156.00	農林水産課	RC	S23	73	未
2	須崎市役所 本庁舎	3,813.37	総務課	RC	S43	53	済
3	多ノ郷消防屯所	150.00	地震・防災課	CB	S47	49	済
4	上分消防屯所	146.00	地震・防災課	RC	S48	48	未
5	桐間第2排水機場	180.00	農林水産課	RC	S48	48	未
6	池ノ内第1排水機場	326.00	農林水産課	RC	S49	47	未
7	浦ノ内消防屯所	145.00	地震・防災課	RC	S53	43	対象外
8	押岡ポンプ格納庫	20.00	地震・防災課	鉄骨造	S54	42	対象外
9	吾桑消防屯所及び格納庫	120.00	地震・防災課	RC	S54	42	対象外
10	中ノ浦排水機場	128.00	農林水産課	RC	S55	41	対象外
11	横浪排水機場	21.04	農林水産課	CB	S56	40	対象外
12	人権交流センター	898.07	人権交流センター	RC	S57	39	対象外
13	須崎市役所 職員厚生施設	369.33	総務課	鉄骨建	S63	33	対象外
14	源蔵排水機場	13.60	農林水産課	RC	S63	33	対象外
15	久通消防ポンプ格納庫	25.00	地震・防災課	鉄骨造	H1	32	対象外
16	南防災コミュニティセンター	209.00	地震・防災課	鉄骨造	H7	26	対象外
17	中ノ浦消防コミュニティセンター	199.44	地震・防災課	鉄骨造	H8	25	対象外
18	灰方消防コミュニティセンター	97.00	地震・防災課	木造	H10	23	対象外
19	池ノ内第2排水機場	216.61	農林水産課	RC	H10	23	対象外
20	妙見町防災資機材地域備蓄施設	44.55	地震・防災課	木造	H11	22	対象外
21	桑田山防災コミュニティセンター	125.84	地震・防災課	木造	H12	21	対象外
22	笹野消防コミュニティセンター	121.00	地震・防災課	木造	H13	20	対象外
23	須崎市役所 総合保健福祉センター	3,963.57	総務課	RC	H13	20	対象外
24	安和消防コミュニティセンター	97.00	地震・防災課	木造	H14	19	対象外
25	桐間防災倉庫	111.04	地震・防災課	鉄骨造	H22	11	対象外
26	須崎消防団屯所・須崎公民館分室	245.45	地震・防災課	木造	H24	9	対象外
27	消防庁舎	1,192.99	総務課	RC	H24	9	対象外
28	南古市町避難施設スロープ棟	95.04	地震・防災課		R1	2	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート CB：コンクリートブロック

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

行政系施設は、市庁舎、消防関連施設、人権交流センター等、計28の施設があります。

②老朽化の状況

建設から50年を経過した施設が2施設あり、31年以上経過した施設が13施設あります。この15施設は、全体28施設数の53.6%を占め、今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子用エレベーター	身体障害者用トイレ	玄関スロープ	AED設置	再生可能エネルギー	運営方法	年間利用人数(年)	避難所指定
1	桐間第1排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
2	須崎市役所 本庁舎	×	○	○	○	×	直営	-	無
3	多ノ郷消防屯所	×	×	×	×	×	直営	-	無
4	上分消防屯所	×	×	×	×	×	直営	-	無
5	桐間第2排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
6	池ノ内第1排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
7	浦ノ内消防屯所	×	×	×	×	×	直営	-	無
8	押岡ポンプ格納庫	×	×	×	×	×	直営	-	無
9	吾桑消防屯所及び格納庫	×	×	×	×	×	直営	-	無
10	中ノ浦排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
11	横浪排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
12	人権交流センター	×	○	○	○	×	直営	-	有
13	須崎市役所 職員厚生施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
14	源蔵排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
15	久通消防ポンプ格納庫	×	×	×	×	×	直営	-	無
16	南防災コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
17	中ノ浦消防コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
18	灰方消防コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
19	池ノ内第2排水機場	×	×	×	×	×	直営	-	無
20	妙見町防災資機材地域備蓄施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
21	桑田山防災コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
22	笹野消防コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
23	須崎市役所 総合保健福祉センター	○	○	×	○	×	直営	-	有
24	安和消防コミュニティセンター	×	×	×	×	×	直営	-	無
25	桐間防災倉庫	×	×	×	×	×	直営	-	無
26	須崎消防団屯所・須崎公民館分室	×	×	×	×	×	直営	-	無
27	消防庁舎	×	×	×	○	×	直営	-	無
28	南古市町避難施設スロープ棟	×	×	○	×	×	直営	-	無

ユニバーサルデザイン（車椅子用エレベーター・身体障害者用トイレ・玄関スロープ）等の設備の整備状況については、市役所本庁舎、人権交流センター、総合保健福祉センター等の市民・職員が利用する施設には整備がされています。

④個別基本方針

将来の年少人口、老年人口の予測を踏まえ、本市の財政状況、地域の実情等を考慮したうえで、配置の最適化を図ります。配置の最適化においては、建物が更新を迎える時期の利用者数のみならず躯体耐用年数間の変動を勘案し、増改築、用途変更、統廃合、周辺の他施設との複合化などに柔軟に対応できるようにし、一部の公共施設の総量縮減の方法も検討していきます。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。今後は、ユニバーサルデザインの推進や雨漏り修繕等の改修を検討していきます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。また、環境面からCO₂削減に向け運用や設備における省エネ策を検討します。

(9) 公営住宅

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	西町市営住宅	973.80	住宅建築課	RC	S49	47	済
2	南永田市営住宅A～D棟	4,528.00	住宅建築課	RC	S50	46	済
3	東川内第2市営住宅A・B棟	3,466.80	住宅建築課	RC	S53	43	済
4	多ノ郷市営住宅1・2号棟	4,082.14	住宅建築課	RC	S53	43	済
5	野見市営住宅	1,134.40	住宅建築課	RC	S57	39	対象外
6	幸町改良住宅A棟	511.20	住宅建築課	RC	S59	37	対象外
7	東川内改良住宅	502.44	住宅建築課	RC	S59	37	対象外
8	泉町南改良住宅A棟	1,391.04	住宅建築課	RC	S61	35	対象外
9	泉町北改良住宅A・B棟	1,968.34	住宅建築課	RC	S61	35	対象外
10	妙見町改良住宅	1,538.10	住宅建築課	RC	S61	35	対象外
11	幸町改良住宅B棟	511.20	住宅建築課	RC	S62	34	対象外
12	泉町南改良住宅B棟	2,115.36	住宅建築課	RC	S62	34	対象外
13	泉町東改良住宅A～C棟	1,028.16	住宅建築課	RC	S62	34	対象外
14	桜川改良住宅(1工区)	1,361.12	住宅建築課	RC	S63	33	対象外
15	桜川改良住宅(2工区)	1,361.12	住宅建築課	RC	S63	33	対象外
16	桜川改良住宅(3工区)	1,361.12	住宅建築課	RC	S63	33	対象外
17	桜川改良住宅(4工区)	680.56	住宅建築課	RC	S63	33	対象外
18	幸町東B改良住宅	342.72	住宅建築課	RC	H1	32	対象外
19	新莊駅前改良住宅A・B棟	2,152.80	住宅建築課	RC	H1	32	対象外
20	横町東改良住宅	337.00	住宅建築課	RC	H2	31	対象外
21	矢羽田改良住宅1～8号	684.00	住宅建築課	RC	H2	31	対象外
22	中町改良住宅A棟	1,368.00	住宅建築課	RC	H2	31	対象外
23	幸町改良住宅C棟	337.48	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
24	矢羽田改良住宅9・10号	194.56	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
25	川端改良住宅A・B棟	1,363.36	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
26	神田改良住宅(1工区)	684.64	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
27	神田改良住宅(2工区)	1,198.12	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
28	神田改良住宅(3工区)	1,198.12	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
29	安和改良住宅1～4号	342.32	住宅建築課	RC	H3	30	対象外
30	中町改良住宅B棟	2,130.24	住宅建築課	RC	H4	29	対象外
31	西町改良住宅A・B棟	1,334.55	住宅建築課	RC	H4	29	対象外
32	南古市改良住宅A棟	1,002.60	住宅建築課	RC	H4	29	対象外
33	栄町西改良住宅	484.26	住宅建築課	RC	H4	29	対象外
34	池ノ内改良住宅A棟	1,986.96	住宅建築課	RC	H5	28	対象外
35	東川内第1団地収容施設	93.86	住宅建築課	木造	H5	28	対象外

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
36	池ノ内改良住宅B棟	1,374.72	住宅建築課	RC	H6	27	対象外
37	池ノ内改良住宅C棟	1,374.72	住宅建築課	RC	H6	27	対象外
38	南古市北改良住宅	352.60	住宅建築課	RC	H6	27	対象外
39	南古市改良住宅B・C棟	1,031.04	住宅建築課	RC	H6	27	対象外
40	矢羽田改良住宅11～14号	389.12	住宅建築課	RC	H7	26	対象外
41	安和改良住宅5～8号	368.60	住宅建築課	RC	H7	26	対象外
42	泉町南市営住宅	460.80	住宅建築課	RC	H7	26	対象外
43	池ノ内東改良住宅A・B棟	2,569.05	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
44	大間東町改良住宅	1,128.84	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
45	栄町東改良住宅A・B	498.84	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
46	栄町中改良住宅	299.92	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
47	赤崎町改良住宅	363.84	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
48	西礼町改良住宅A～E棟	3,578.82	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
49	横町第1団地Aタイプ	175.20	住宅建築課	RC	H8	25	対象外
50	横町第1団地Bタイプ	559.80	住宅建築課	RC	H8	25	対象外

※ 構造： CB：コンクリートブロック RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

公営住宅は、市営住宅、改良住宅、地域優良賃貸住宅等、計50の施設があります。

②老朽化の状況

建設から31年を経過した施設が22施設あります。

③個別基本方針

公営住宅は、平成31年度に旧雇用促進住宅を地域優良賃貸住宅として取得し、現状の施設を維持していくものとします。施設活用度は高いですが、老朽化が進み建物の性能が劣る施設もあるため、改修が必要となっています。また、将来の人口減少を踏まえた利用ニーズの把握のもと、廃止や団地数・規模の集約化を図るなど総合的に検討します。今後は、住民の所得に応じた公営住宅の施設整備が必要になるため、柔軟に対応していくこととします。

また、すべての公営住宅がハザードエリア内に位置するため、今後は移転を踏まえた整備を検討していきます。

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減に努めます。

(10) 公園

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	妙見町街区公園 便所	10.56	建設課	木造	S63	33	対象外
2	緑町児童公園 便所	5.59	建設課	RC	S63	33	対象外
3	西崎町児童公園 便所	15.36	建設課	木造	H4	29	対象外
4	神田児童遊園 便所	21.53	建設課	RC	H4	29	対象外
5	中町児童遊園 便所	28.41	建設課	RC	H5	28	対象外
6	潮ばかり公園 便所	18.00	建設課	RC	H6	27	対象外
7	西部児童遊園 屋外ステージ棟	106.40	建設課	RC	H8	25	対象外
8	西部児童遊園 栈敷棟	78.40	建設課	RC	H8	25	対象外
9	西部児童遊園 長屋門棟	121.35	建設課	RC	H8	25	対象外
10	西部児童遊園 便所棟	18.72	建設課	RC	H8	25	対象外
11	桐間多目的公園 便所棟	19.38	建設課	RC	H19	14	対象外

※ 構造：CB：コンクリートブロック RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況：未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

公園内施設は、計 11 の施設があります。

②老朽化の状況

妙見町街区公園便所、緑町児童公園便所は昭和 63 年に建設されていますが、その他は平成になってから建設されているため老朽化は進んでいません。

③個別基本方針

施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

(11) 供給処理施設

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	中ノ島漁港浄化施設管理棟	290.00	農林水産課	RC	H6	27	対象外
2	(クリーンセンター横浪) 浸出水処理施設	1,084.00	環境保全課	RC	H14	19	対象外
3	(クリーンセンター横浪) リサイクルプラザ工場棟	1,382.00	環境保全課	RC	H15	18	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

供給処理施設は、浄化施設管理棟等、計3の施設があります。

②老朽化の状況

建設から25年を経過した施設が1施設あります。現在、老朽化には至っていませんが、設備の定期的な改良・改修工事が必要です。屋根改修（防水）工事が必要な状況です。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 利用可 バリア	身障 者用ト イレ	玄関入 口7°	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指定
1	中ノ島漁港浄化施設管理棟	×	×	×	×	×	直営	-	無
2	(クリーンセンター横浪) 浸出水処理施設	×	×	×	×	○	委託	無	無
3	(クリーンセンター横浪) リサイクルプラザ工場棟	×	×	×	×	○	直営	不明	無

「クリーンセンター横浪」浸出水処理施設の運営は、包括的民間委託となっています。

④個別基本方針

厳しい財政状況を踏まえ、今後は年間利用者数などの把握に努めながら、「クリーンセンター横浪」リサイクル工場棟の運営方法を見直していきます。

今後の建替えの際は、周辺他施設との複合化や広域連携を行う等で公共施設の総量削減の方法を検討します。

施設管理上、定期的な設備の改良工事が必要となります。施設状況を的確に把握・管理のため、固定資産台帳等のデータ整備と定期点検を実施し、予防保全的な維持管理の実施に努めます。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの削減に努めます。

(12) その他

①施設一覧表

	施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
1	共同漁具倉庫 第1号施設	740.00	農林水産課	鉄骨造	S50	46	未
2	共同漁具倉庫 第2号施設	1,497.00	農林水産課	鉄骨造	S51	45	未
3	旧・西部保育園	778.38	総務課	RC	S51	45	未
4	旧・西部保育園	161.90	総務課	RC	S54	42	未
5	旧・清掃詰所	72.00	総務課	木造	S54	42	未
6	共同漁具倉庫 第3号施設	33.00	農林水産課	木造	H1	32	対象外
7	勢井公衆トイレ	4.00	建設課	木造	H12	21	対象外
8	大型公用車専用車庫	45.00	学校教育課	鉄骨造	H24	9	対象外

※ 構造： RC：鉄筋コンクリート

※ 耐震状況： 未：診断未実施又は工事未実施 済：診断結果、耐震性あり又は工事実施済 対象外：新基準のもの

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

その他施設は、倉庫、車庫等、計8の施設があります。

統合を実施した旧西部保育園跡地は、解体を含めて検討します。

②老朽化の状況

建設から41年を経過した施設が5施設あり、31年を経過した施設が1施設あります。この6施設は、全体8施設数の75.0%を占め、今後10年から20年以内に更新時期を迎えます。

③施設利用状況

	施設名	車椅子 用イレ バター	身障 者用ト イレ	玄関入 口バ ンパー	AED 設置	再生 可能エ ネルギー	運営 方法	年間利用 人数 (年)	避難 所指 定
1	共同漁具倉庫 第1号施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
2	共同漁具倉庫 第2号施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
3	旧・西部保育園	×	×	×	×	×	-	-	無
4	旧・西部保育園	×	×	×	×	×	-	-	無
5	旧・清掃詰所	×	×	×	×	×	-	-	無
6	共同漁具倉庫 第3号施設	×	×	×	×	×	直営	-	無
7	勢井公衆トイレ	×	×	×	×	×	直営	-	無
8	大型公用車専用車庫	×	×	×	×	×	直営	-	無

④個別基本方針

旧・西部保育園、旧・清掃詰所については、安全面を考慮しつつ、利活用を検討します。また、施設の状況を的確に把握し管理するため、固定資産台帳等のデータを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理の実施に努めます。さらに、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境の構築に努めます。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

①施設概要

須崎市が管理する市道は、2021（令和3）年3月末現在 397.2 kmとなっています。また、農道は 16.5km、林道 4.1km で、道路の総延長は、417.8km となります。

施設分類	施設数	延長等
道路	1,410 本	実延長 417,834.8m
（市道	1,309 本	397,221.0m
（農道	98 本	16,477.0m
（林道	3 本	4,136.8m

②維持管理の基本方針

- ・ 構造物（舗装、付帯設備等）ごとに、定期的に点検・診断を実施します。
- ・ 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

(2) 橋梁

①施設概要

須崎市が管理する橋梁は、2021（令和3）年3月末現在で468橋あります。そのうち、2019（令和元）年時点で建設後50年以上を経過した市道橋梁は117橋あり、全468橋の25.0%にあたります。

施設分類	施設数	総面積
橋梁	468 橋	総面積 15,494.03 m ²
（建設	（461 橋	（総面積 14,179.79 m ²
（農林	（7 橋	（総面積 1,314.24 m ²

②維持管理の基本方針

- ・定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度の把握に努めます。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を検討し、適切な健全性を維持することをめざします。
- ・健全度の把握及び定期的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等により、修繕・架け替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(3) トンネル

①施設概要

須崎市が管理するトンネルは、平成 28 年 3 月現在で 6 箇所あり、総延長は 2.1 km となります。

檜迫トンネルは 1898 年（明治 32 年）に築造されており、建設から 122 年が経過しています。
西分トンネルは 1983 年（昭和 59 年）に、その他の 4 つのトンネルは平成に築造されています。

施設分類	施設数	延長等	
トンネル	6 本	実延長	2,139m
（建設	（5 本	（実延長	1,150m
（農林	（1 本	（実延長	989m

②維持管理の基本方針

- ・定期点検を計画的に実施し、トンネルの健全度の把握に努めます。
- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を検討し、適切な健全性を維持することをめざします。
- ・健全度の把握及び定期的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等により、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 公園等

①施設概要

須崎市が管理する公園は、2021（令和3）年3月末現在で88箇所あり、総面積は185,485.80㎡となります。内訳は、公園24箇所が144,528.80㎡、児童・幼児公園が27箇所が27,691.75㎡、緑地が37箇所が13,278.18㎡となります。

施設分類	施設数	総面積
公園	88 箇所	185,485.80 ㎡
（公園	（24 箇所	（144,528.82 ㎡
（児童・幼児公園	（27 箇所	（27,691.75 ㎡
（緑地	（37 箇所	（13,278.18 ㎡

②維持管理の基本方針

- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することをめざします。

(5) 河川

①施設概要

須崎市が管理する河川は、令和3年3月末現在で118河川あります。

施設分類	施設数
河川	118 河川

②維持管理の基本方針

- ・河川の計画的な施設管理を行うため、予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することをめざします。
- ・必要に応じて個別計画を策定します。

(6) 下水道施設

①施設概要

須崎市が管理する公共下水道施設は、2021（令和3）年3月末現在で終末処理場1施設、ポンプ場5施設で、管きょ実延長は、28,227mとなります。

②施設一覧表

施設名	延床面積 (㎡)	所管課	構造	建築 年	経過 年数	耐震 状況
須崎西部ポンプ場 ポンプ棟建屋	301.50	建設課	RC	S47	49	済
須崎ポンプ場 ポンプ棟建屋	571.38	建設課	RC	S49	47	済
大間ポンプ場 ポンプ棟建屋	734.27	建設課	RC	S50	46	済
終末処理場内ポンプ場 ポンプ棟建屋	2,251.10	建設課	RC	S57	39	未
終末処理場 管理棟	860.90	建設課	RC	H5	28	済
終末処理場 水処理棟		建設課	RC	H6	27	対象外
浜町ポンプ場 ポンプ棟建屋	220.78	建設課	RC	H23	10	対象外

※ 構造：RC：鉄筋コンクリート

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50年以上	31年～49年	30年以下
-------------------------	-------	---------	-------

施設分類	施設数	延長等
下水道施設（管きょ）		実延長 28,227m
（コンクリート管		（実延長 13,899m
（塩ビ管		（実延長 10,987m
（その他		（実延長 3,341m
下水道施設（除塵機）	2基	
（山下幹線	1基	
（西崎第2幹線桐間	1基	

下水の処理施設は新規で建設しています。古い施設は他の用途で使用することを検討し、3年後をめどに貯留槽等の使用方法を決定する予定です。

③維持管理の基本方針

- ・管の法定耐用年数である50年を見据え、既存の下水道管は計画的な維持管理に努めます。

(7) 港湾施設

①施設概要

須崎市が管理する漁港は、2021（令和3）年3月末現在で10漁港あり、構造物（防波堤、護岸、突堤、陸閘、物揚場、岸壁、栈橋、船揚場、付帯設備等）の設置箇所数は、161箇所となります。

施設分類	施設数	設置箇所数
港湾（漁港）	10 漁港	161 箇所

本市が管理している漁港の付帯設備が経年劣化しているため更新費用が増加しています。

②維持管理の基本方針

- ・構造物ごとに、定期的に点検・診断の実施に努めます。
- ・漁港の計画的な施設管理を行うため、予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することをめざします。
- ・必要に応じて個別計画を策定します。

(8) その他

①施設概要

須崎市が管理するその他土木系公共施設は、水路（用水路、排水路）426 本、調整池 1 箇所、防火水槽 109 基、頭首工（水門、樋門）が 194 箇所あります。

施設分類	施設数	延長等	
水路（用水路、排水路）	426 本	実延長	67,363.0m
調整池	1 箇所	総面積	35,797.6 m ²
防火水槽	109 基	総貯水量	2,570.0 t
頭首工（水門、樋門）	194 箇所	総面積	442.37ha

維持管理を地元団体が行っている施設等や農地の基盤整備・ポンプが老朽化しています。
地元団体が管理を行っているポンプ場・水路等は、今後の維持管理が課題となっています。

②維持管理の基本方針

- ・予算の平準化を図りながら予防的な修繕を実施し、適切な健全性を維持することをめざします。
- ・健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針を基に、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

3. 企業会計施設の管理に関する基本的な方針

(1) 上水道施設

①施設の現状

須崎市の上水道は、管路を中心として施設整備を実施し、維持管理を行っています。

上水道管の法定耐用年数は40年であり、近年全国的に老朽化した管の破損による漏水や道路陥没等の事故がみられるようになっていることから、更新を迎える管の維持管理について状況を把握しつつ計画的に整備を進めています。

②個別基本方針

今後、管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準で、水の安定供給を確保しつつ今後増大する更新費用の負担軽減を図ります。引き続き、計画的に更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めます。

4. 土地の管理に関する基本的な方針

①数量に関する基本的な方針

- ・施設整備に必要な土地の取得については、その必要性等を十分に検討し、慎重に行います。

②品質の適正性に関する基本的な方針

- ・地域特性、履歴、安全性、環境・福祉への対応性など、土地の品質を定期的に診断し、活用や処分の判断材料とします。

③コストの適正性に関する基本的な方針

- ・行政目的として利用予定がない未利用地は、処分を検討していきます。
- ・統廃合で発生する未利用地についても、他施設等の利用の可能性がなければ処分を検討していきます。

須崎市 公共施設等総合管理計画

令和4年3月

発行：須崎市

住所：〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

T E L : 0889-42-2311

F A X : 0889-42-7320

